

第3回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

中村敏彦君

1. 災害対策について

- (1) 6月の大阪北部地震や200人を大きく超える犠牲者を出した西日本豪雨など、予測できない災害に対する市長の見解を伺う。
- (2) 本市の土砂災害警戒区域、いわゆる急傾斜崩壊及び土石流警戒区域に指定されている箇所、並びに要整備箇所はどの程度あるか。
- (3) 災害時の避難に関する情報、いわゆる「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」などの段階的指示の言葉が市民に理解されているか。

2. 公共施設の管理方針について

- (1) 平成28年度から37年度までを計画期間としている「公共施設の管理計画」の進捗状況について伺う。
- (2) 「公共施設の管理計画」では、公共施設の住民一人当たり床面積が、全国平均の2倍であることが強調されているが、半分に縮小するという方針なのか。
- (3) 現有施設を「賢く使うこと」への認識は極めて大事であるが、市民の要望やまちづくりで必要な施設についてはどのように考えているか。

濱田 尚君

1. 防災対策について

平成最悪の豪雨被害となった西日本豪雨。河川の氾濫や洪水、土砂災害などで200人を超える死者や5,000棟を超える全壊住宅などで甚大な被害となった。市民の命を守る防災対策をさらに強化すべきではないか。

- (1) 串木野ダム、市来ダムの両防災ダムにおける危険予測について伺う。
- (2) 砂防ダムなどの堆砂の状況や管理について伺う。
- (3) 防災センターを建設中であるが、防災カメラの設置など防災システムの構築をすべきではないか。

2. 消防行政について

消防力強化を急ぐべきと考える。

- (1) 県内のはしご車の整備状況について伺う。
- (2) 訓練施設や通信指令の充実等を考えると、新庁舎建設について財源を含め検討すべきではないか。

3. 美しいまちづくりについて

心地よく快適に暮らせる美しいまちづくりは、まち全体の質と価値を高めると思う。

- (1) 街路樹の更新や除草、積極的な美化活動の推進などの取組状況を伺う。
- (2) 国道や県道の無電柱化を推進すべきではないか。
- (3) 国体に向け、花いっぱい運動を推進してはどうか。

江口祥子君

1. 市営住宅における連帯保証人制度について

- (1) 連帯保証人要件を満たせず入居に至らなかったケースの過去5年間の件数と主なケースについて伺う。
- (2) 民法改正を踏まえた「公営住宅の入居に際しての取り扱い」について、本市はどのような対応を考えているか。
- (3) 入居時の連帯保証人の要件を廃止する場合の課題と対応について伺う。

2. 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業について

- (1) 平成26年度から29年度の本市の定期接種対象者の接種率（接種者数／対象者数）と今年度の現状について伺う。
- (2) 今年度が定期接種事業の最終年度になるようだが、未接種者への勧奨をどのよう

にしていく考えか。

(3) 接種できなかった市民への救済措置を設けるべきではないか。

東 育代君

1. 防災対策について

- (1) 自主避難所の整備について伺う。
- (2) ペット同伴避難の対応について伺う。
- (3) 福祉避難所について伺う。
- (4) 災害弱者避難計画について伺う。
- (5) ハザードマップの周知について伺う。
- (6) 自主防災組織の取組みについて伺う。
- (7) 危険ブロック塀の調査結果について伺う。

2. 公営住宅について

- (1) 市営住宅の入居状況、家賃収納の現状について伺う。
- (2) 老朽化している建物の今後の計画について伺う。
- (3) 入居者の駐車場整備について伺う。

中里純人君

1. 防災対策について

西日本豪雨災害の教訓を本市の防災対策に活かしてはどうか。

- (1) 避難情報について。
- (2) 自主防災組織について。
- (3) 要支援者情報について。
- (4) ハザードマップについて。
- (5) ダム放流について。
- (6) 五反田川の寄州について。

2. 保育事業について

- (1) 子ども・子育て支援新制度後の現状と課題について。
- (2) 保育士不足による配置基準への影響について。
- (3) 人口減に伴う定数見直し及び園児の振り分けについて。
- (4) 保育料について。
- (5) インクルーシブ保育について。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第2号（9月6日）（木曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神菌正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	前屋満治君						
副	市	長	中屋謙治君	土	木	課	長	内田修一君				
教	育	長	有村孝君	まちづくり	防災	課	長	下池裕美君				
地	方	創	生	統	括	監	松尾章弘君	農	政	課	長	富永孝志君
総	務	課	長	田中和幸君	都	市	計	画	課	長	火野坂齊君	
政	策	課	長	北山修君	健	康	増	進	課	長	若松友子君	
財	政	課	長	東浩二君	生	活	環	境	課	長	上原昇君	
市	来	支	所	長	中村安弘君	福	祉	課	長	立野美恵子君		
教	委	総	務	課	長	木下琢治君						

平成30年9月6日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（平石耕二君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、中村敏彦議員の発言を許します。

[5番中村敏彦君登壇]

○5番（中村敏彦君） おはようございます。

冒頭つらい話をしなければなりません。今日未明、3時過ぎに北海道地震が発生をいたしました。議場におられる皆さん、それぞれの立場で、あるいは市民の多くの皆さんがこの報道にくぎづけになっておられることと思います。

今回開会されました9月議会の一般質問は、昨今のこのような多発する自然災害の脅威から市民の命と暮らしをどのように守るかという観点で、私も含めて6名の議員が防災・減災について通告しております。そのような状況を踏まえまして、なるべく簡潔に進めてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして2件について一般質問を行います。

まず、防災対策についてであります。

一昨年4月の熊本地震、昨年7月の九州北部豪雨、本年6月の大阪北部地震、さらには二百数十名の犠牲者を出しました7月の西日本豪雨、通告後に発生いたしました一昨日、9月4日の近畿地方への台風21号の上陸、本日未明の北海道での地震など毎年のように全国各地で地震や大雨により、これまでの常識を超える大きな災害が発生しております。まずは、これらの災害により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げたいと思います。

さて、気象庁は大阪北部地震の後、マグニチュード6程度の地震は日本全国いつでもどこでも発生し

うると指摘しております。また、現在の状況を気象変動社会とも言われております。幸いに、私の周辺では、いちき串木野は67年前のルース台風や47年前の五反田川の決壊以来、さして大きな災害がないことに安心するよねと、多くの声を耳にいたします。

このように全国で生じる自然災害を目の当たりにして、市民の命と財産を守る責任ある立場にある市長に、引き続き市民の安心・安全を維持するためにどのような見解をお持ちなのか伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

中村敏彦議員の御質問にお答えをいたします。

お述べになられましたとおり、一昨日、台風21号が日本列島を縦断し、11名の尊い命が犠牲となりました。さらには、本日未明北海道を襲った震度6強弱の地震において大規模な土砂崩れ等が発生をし、巻き込まれた住民の方々の安否が心配されます。

このように、考えられないほど頻りに日本列島を襲う自然災害が、熊本地震、そして6月の最大震度6弱の大阪北部地震、7月のこれまでの常識が通用しないほどの異常気象による西日本豪雨では224名の方が尊い命を失われております。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様方に謹んでお見舞いを申し上げる次第であります。また、現在も被災地の皆さんは不自由な生活を強いられている状況であり、一日も早い復興を願わずにはられません。

私は、今回の震災やこれほどまでに広範囲にわたり豪雨災害が発生したことに大変な衝撃を受けたところであります。今や災害は日本中どこでも起こり得ることを改めて痛感したところであります。

市民の皆様方の命を守り、安全・安心を確保するため、大災害が発生し得ることを想定して、市としての防災体制づくりや市民への防災意識の啓発など、あらゆる観点から議会の皆さんとともに十分に備えておくべきであると改めて感じたところであります。

○5番（中村敏彦君） 市長の防災に対する決意を伺いました。

ハード面・ソフト面、それぞれに本当に本気にな

って取り組まなければならないと私自身も思っておりますし、その市長の思いを共通認識にしたいという思いで今回の質問をしているところであります。

先ほど、いつでもどこでもと市長が言われましたが、今朝の天声人語に、既にいつでもどこでもじゃなくて、いつもどこかで起こっている災害という見方をしなければならないんじゃないかという記事が載っておりました。そこで、以前にもこの場で取り上げてまいりましたハード面について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

急傾斜地法及び土砂災害対策法に基づく、いわゆる急傾斜崩壊警戒区域及び土石流警戒区域に指定されている箇所及び要整備箇所、並びに現段階の整備率について伺います。

○土木課長（内田修一君） 今の御質問にお答えいたします。

本市の土砂災害警戒区域につきましては、平成29年1月10日に鹿児島県により市全体で491カ所が指定されております。警戒区域の内訳につきましては、急傾斜が363カ所、土石流が128カ所の全体で491カ所となっております。

要整備箇所につきましては、平成25年時点において市内全域を調査してあることから変更はなく、要整備箇所は126カ所となっております。

また、整備済み箇所は76カ所で整備率は60.3%となり、現在芹ヶ野地区の栗山追川1砂防事業と木場迫地区県単急傾斜事業の2カ所を整備しております。

○5番（中村敏彦君） ちょっと聞きそびれましたが、要整備箇所が126カ所で整備箇所が76カ所、60.3%ということでしたね。

危険区域の整備状況についてはこれまで数回質問してまいりました。それを少しなぞってみます。平成20年6月議会の答弁では整備率55%であり、今後年率2%の整備が見込まれるという答弁でありました。その後、平成25年、57%、平成28年、60.3%、今回も60.3%ということは、年率2%どころか1%にも達していない現状であると理解しますが、その達していない理由は何か、一番大きい理由は何かということをお伺いします。

○土木課長（内田修一君） お答えいたします。

砂防堰堤などのハード事業対策につきましては、1カ所の整備の完成まで数年にわたる長い時間を要することや、1カ所当たりの事業費が高額であることから、整備が進まない状況であります。

今後の計画につきましては、現在施工しております栗山追川1砂防事業の完成後、栗山追川2砂防事業を整備する予定となっております。

市民の命にかかわることですので、これからは市民の皆様が安心安全に暮らせるために、県に補助事業の全体枠の増額や事業採択について要望してまいりたいと考えております。

○5番（中村敏彦君） 先ほど言われた芹ヶ野の砂防事業を考えれば、1整備事業に約五、六年かかったりするところもありますので、率としてはなかなか伸びないのではないかというのは理解します。ただ、ご存じのとおり7月31日の南日本新聞にも載っていましたが、今回の西日本豪雨、広島や愛媛の土砂災害箇所を検証したところ、ハザードマップ、いわゆる危険区域とされている地域の土砂災害がほぼ一致しているということが報道されております。

そういう意味では、市民の命と暮らしを守るために早急な整備が必要だと思っております。改めて市長に国や県に対して強く働きかけていくべきではないかというふうに思いますが、そのことについて見解をお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 市民の皆様方の安全安心、命を守るために、災害にまさに備えあれば憂いなしで災害に備える、それは今、中村議員御指摘になっておられますとおり、防災対策の箇所の整備に尽きるわけでありまして。ただ、中村議員もお述べになりましたとおり1カ所工事にかかりますと四、五年ぐらい、数億円という事業費がかかります。そういった点で、率としての完成度という面ではなかなか進まないのが実態であります。市民の命を暮らしを守るために、また、これは県単でありますので、県に対して、国に対して強く、そういった観点から要望をしてまいりたいと思っております。

○5番（中村敏彦君） つい最近、国の概算要求が出そろったという報道がありました。国交省によりますと水害対策に昨年比33%増、土砂災害に25%増

という概算要求が出ているようでありますが、これはあくまでもそれぞれの省庁の駆け引き、引っ張り合いで決まっていくと思います。例えば、佐賀に配置されるオスプレイ等が全国に展開されていく、それに四、五千億円かかるとか、イーグスアショアの配備も四、五千億円かかるとか言われておりますので、ぜひぜひ強い思いで地域から防災についての予算獲得を進めていただきたいと思います。

次に、災害時のソフト面について伺います。

これも7月31日の南日本新聞社説で、災害時の避難に関する情報、いわゆる避難準備・高齢者等避難開始から始まり、避難勧告、避難命令、避難指示、緊急避難などの段階的な避難指示の言葉が、その意味が市民に理解されていないのではないかとということが指摘されておりました。

また、8月27日の朝日新聞は、この5年間に気象庁が特別警報を発した12道府県、307市町村への調査で、避難指示が発令されたにもかかわらず、実際に避難した住民は3%に満たなかったという報道もありました。

そこで伺います。先ほど申し上げました避難準備・高齢者等避難開始から緊急避難までのそれぞれの段階の避難指示の意味が、我がいちき串木野の市民の皆さんに理解されているか、また、理解されていないとしたらどのような手だてをとるか、あわせて伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 災害時の避難に関する情報についてであります。

災害が発生または発生が見込まれる場合、気象状況に応じまして3段階の避難情報を発令することとしております。まず、「避難準備・高齢者等避難開始」は、高齢者や障害のある方など、避難に時間がかかる人は避難場所へ避難を始めてください。次に、「避難勧告」です。被害が発生する危険性が明らかに高まっています。避難所へ移動してください。そして「避難指示（緊急）」です。被害が発生する危険性が非常に高まっているか、既に発生しています。避難勧告の後避難中の方は速やかに避難所へ移動してください。また、いまだ避難していない方は直ちに避難してください。やむを得ない場合は、屋内で

の待機など命を守る最低限の行動をとってくださいと呼びかけているものでございます。

これらにつきましては、出前講座、そして自主防災訓練のときを活用いたしまして、昨年度におきましては18回、2,063名の方に避難情報の種類、避難のタイミング、そして方法、そして避難所の周知など防災に関する意識の啓発に努めております。

そのほか、市のホームページや広報紙においても周知に努めており、今後も出前講座などあらゆる機会を捉えまして、市民の皆様幅広く理解していただけるよう重点的に取り組んでまいります。

○5番（中村敏彦君） それぞれ努力をされていることを伺いました。ただ、私、自分の公民館、恵比須町公民館ですが、西日本豪雨災害がありましたので、ころばん体操25名参加のところでハザードマップを持っていきまして、こういうハザードマップがあるけど知っていましたか、どこに置いてありますかと聞きました。7割は知っていました。うちの公民館では25名中7割、16名か18名でした。

電話のところとか玄関とか言っていました。その上で、それぞれの避難指示が出されることがありますが、それについて理解していますかと聞いたら6割ぐらいでした。6割弱。

そういうことで、公民館としては近いうちに防災出前講座をしようかなと思っているんですけど、先ほども冒頭言いましたように、市長の思いや、それぞれ担当課の皆さんの努力をもっと共有するためには、18回が多いのか、少ないのかというのがあります。私は143自治公民館があって、18回の出前講座で防災に取り組んだとしたらですよ、とっても少ないんじゃないかと思うところでした。それがちょっと自分が気になったものですから。

やっぱり、まちづくり防災課という一つの課の情報、財産ではなくて、私が思っているのは、それぞれのまちづくり協議会に支援をする職員が4人ずつ決まっていますね。それとか、我々議会に対してこういう自治会が防災の出前講座をしていますという資料があれば、それぞれの立場でかかわっていけるんじゃないかなと思ったものですから、こういう質問をしたところであります。

そのことについて、もし改善できるとしたらという思いに対して答弁願いたいと思います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 先ほど出前講座の回数等を報告させていただきました。昨年度は18回、28年度におきましても15回、本年度におきましても既に9回、775名の方に出前講座で防災についての研修をさせていただきました。

先ほどまちづくり協議会等のお話もございましたが、まちづくり協議会、定例的に毎月、会長さん方で集まっていただく会をしております。今後、こういった機会も捉えまして、出前講座のあり方も周知をさせていただいて、全市民に対して広く出前講座というものを活用させていただいて、防災の意識を高めていただければと考えているところです。

○5番（中村敏彦君） 通告の段階で課長から聞きました。まちづくり協議会にもお願いしているということだったんだけど、一様に一律にまちづくり協議会に出前講座がありますよ、こういうのを活用してくださいじゃなくて、例えば照島で言いますと16公民館あります。防災に限って今、言っていますけれども、この中でどこどこは済んでいますとか。ここはまだ済んでいないようなのでぜひ働きかけてくださいという個別のお願いをすべきじゃないかなという思いでの質問です。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に移ります。

先ほどの続きですが、南日本新聞の社説で、ハザードマップの周知不足や放送やインターネット、携帯端末などのメディアになじみのない方への情報伝達、深夜や未明の情報伝達のあり方などの再検討を促しているが、認識はいかがでしょうか。今日の北海道の地震もそうですね。3時過ぎの地震で、電話も切れる、電気も切れる中での情報伝達等がありますので。

それともう一つは、これは個人的な見解ですが、危険区域指定箇所が多い地域とほかの地域への情報の濃淡というか、差別化というか、も検討すべきじゃないかなと思いましたので、その2点について見解を伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 情報伝達に

対する認識についてであります。

現在、市では、防災行政無線、防災メールを活用しまして情報発信に努めております。防災行政無線は、屋外スピーカーだけでなく、屋内の個別受信機も全戸に整備しております。明瞭に放送を聞くことができるよう環境を整えまして、昼夜を問わず避難情報を伝えられると考えております。

なお、避難情報の発信につきましては、早目の避難を呼びかけることを第一といたしまして、夜間の避難は二次災害を引き起こす危険性もあることから、できるだけ避けるようにしております。そして明るい時間帯での避難ができるように努めております。

災害情報の濃淡の件でございますが、近年の異常気象を踏まえまして、やむを得ず深夜や未明の避難の場合の対応といたしましては、無理に避難所に避難することなく、建物内でのより安全な場所への避難を呼びかけてまいりたいと考えているところです。

そして情報発信につきましては、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報、そして県の河川砂防情報システムのポイントごとの雨量情報等がございますので、そういった情報を収集いたしまして災害の危険が迫る地区を可能な限り限定した上で情報発信ができるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

○5番（中村敏彦君） 総体的に聞きます。

これまで被災したそれぞれの自治体へのアンケートで、これもそれぞれアンケートのとり方によって違うんですけど、マニュアルを見直すというところが36%という報道もあったし、直近では4割という報道もありましたけど、そういう防災マニュアルの見直しについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市の地域防災計画等をもとに、避難情報等情報発信をマニュアルに沿った形で対応させていただいているところです。新聞報道等によりますと、他市の状況でもマニュアルの見直し等の検討がなされているようです。私どもも近年の異常気象に対応できますように、今後研究してまいりたいと考えております。

○5番（中村敏彦君） あくまでも被災した自治体

のアンケートなので、なかなか進めにくいところもあろうかと思いますが、ぜひ、そういうことを参考にして検証していただきたいなと思っております。

次に、避難所として指定している場所が危険区域内に存在しないのかどうか。また、熊本地震の際、直接死50人に対して関連死が4倍の211人にも上ったことから、今、注目されている避難所に関する国際的な基準、読みにくいんですが、スフィア基準というらしいです。多分ここは1人当たり1畳ぐらいの避難所の設定かと思いますが、1人当たりの広さ3.5㎡、トイレは20人に1個、男女比1対3などの基準が世界的に今、見直されているそうでありますが、このことについての認識はいかがか伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） まず、危険区域の件でございます。市地域防災計画におきまして指定しております避難所では、現在、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに位置している施設はございません。

次に、スフィア基準でございます。1人当たりの居住空間の基準についてでございますが、大災害時の長期にわたり避難生活において、できる限り配慮すべきであると認識しております。

市としましては、災害時に段ボールベッドなど物資の供給が円滑に行えるように民間企業の協力のもと、協定を結んでいるところでありまして、また、避難所用の間仕切り、簡易トイレ等の防災資機材を年次的に整備するなど、引き続き避難所生活の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○5番（中村敏彦君） このスフィア基準というのは、赤十字が中心になって1998年にまとめられて全世界に広がっているそうですが、日本では2018年5月、熊本地震の後、今年の5月にNHK熊本放送局が被災者を取材して、そしていろいろなアドバイザーの意見を聞きながらこれを放送したところですので、直近のことなので、これから参考にしていく基準ではないかなと思っているところであります。ぜひ、こういうことも参考にして防災に活かしていけばと思っておるところです。

防災についての最後になります。

災害対策緊急対応で欠かせないことの一つが、そ

の中心とならざるを得ない消防力の強化だと思えます。6月議会で同僚議員の質問に消防庁舎の建設について、検討課題という答弁がありました。実は8月に公民館研修として始良市の県防災センターと薩摩川内市消防署を見学させていただきました。その後、縁あって大分県豊後大野市の消防署も見学をいたしました。

いずれも通信指令室や訓練施設、仮眠室が整備され、今後予測される女性消防職員の採用も視野に入れた消防庁舎となっております。人的充足率についても80%を超えておりました。改めて本市の消防力強化の課題について思いをめぐらせたところがあります。

6月議会では消防庁舎建設計画については検討課題とする旨の答弁でしたが、改めて私もずっと述べてきたこともありますので、新消防庁舎の建設と職員の充足率改善のために、一人でも二人でも定員を増やすことができないか、市長の見解を伺い、この項の質問を終わります。

○市長（田畑誠一君） 新消防庁舎の建設であります。今後、市民の皆様の安全安心を確保するためにも、本署と分遣署の両庁舎をあわせて精査し、財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

仮に新庁舎を建設することとした場合は、既設の両消防庁舎についても同時に検討することになりますが、中村議員お述べになりましたとおり、本市での建設に際しましては、複合的な機能も持たせた庁舎にすべきではないかということ等を考えております。

また、女性吏員の方もこれから増えてくるであります。そういう面での配慮、それから新庁舎を建設するにはやはり訓練に必要な広い土地も必要ではなかろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、具体的に今、御提言あられましたような角度も含めて検討してまいりたいと考えております。

○5番（中村敏彦君） 消防庁舎については次の同僚議員の質問に入っていますので、これで終わります。

次に、通告2番目であります。公共施設の管理方針について伺います。

平成28年度から37年度までを計画期間としている公共施設の管理計画の進捗状況について伺います。

○財政課長（東 浩二君） 公共施設等個別施設計画の進捗状況とそして今後のスケジュールについてであります。

現時点におきましては、全ての施設の利用状況、管理コスト、そして建設時からの経過年数等をまとめました施設調書、これが作成できましたので、本年7月から庁内の検討委員会におきまして検討を開始したところでございます。

今後、施設ごとに順次検討を進めまして、平成31年度中に全ての施設の個別施設計画案について一定の方向性を取りまとめた上で、平成32年度に公共施設等個別施設計画を策定することとしております。

○5番（中村敏彦君） 28年度から計画に着手して、昨年3月に総合計画が出されたばかりですので、進捗状況は当然と言えば当然だと思います。理解します。

この総合計画の中身、公共施設管理計画の中身の基本的な方向について伺います。この中に住民1人当たりの床面積が全国平均の2倍であることが強調されております。ということは逆に、半分に縮小するのかなという誤解を招きかねないので、ここを少し説明いただきたいと思います。

○財政課長（東 浩二君） 公共施設等総合管理計画におきまして、建物系の公共施設、これが市民1人当たりの床面積で全国平均の1.9倍となっております。

この計画におきましては、平成37年度までに10%を削減するという目標を掲げておりますので、半分ではなくて10%、この方向で公共施設等個別施設計画を策定することとしております。

○5番（中村敏彦君） わかりました。10%を削減するという方向性が示されました。廃止ありきではないとの答弁でありますので、幾らか安心しました。

公共施設等総合管理計画に示されている現有施設を賢く使うことは極めて大事であると認識しております。後段でそのことも述べるつもりでおりますが、そのような観点で申し上げながら、一方で市民の新

たな要望やまちづくりで必要な施設についてはどのようにお考えか、見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 公共施設はいずれも今、お述べになったとおり市民の皆さんの要請、時代の要請に伴って建設された大事な施設だと思っております。しかしながら、今後、施設の更新や長寿命化を進めようとした場合、御案内のとおり残念ながら人口減少社会に突入しているという背景もございまして。そういったこと等もあわせて多額の費用が発生することなど、用途が重複する施設などについては一部統合、または廃止していかなければならない状況にあるのではなかろうかと捉えております。

今後、公共施設等個別施設計画の策定を進めていくところですが、市民の方々、特に施設を利用される方々の御意見や市議会議員の皆さんの御意見等を聞きながら、適切な方針を出していかなければならないと心しているところであります。

○5番（中村敏彦君） 市長の答弁を受けまして、引き続き質問をいたします。

ここに5月11日付の南日本新聞がございまして。この都城市の図書館の記事です。「市街地活性化の呼び水に」という大見出しで、都城市がデパート跡を改修して図書館にした取組が報道されておりました。おおよそ3分の2ページ使っておりましたが、これは実は6月議会で同僚議員の消防庁舎に関する質問で検討課題になったことから、もしそういうふうになったとしたら、今、市民の皆さんから図書館やらあるいはギャラリーとかいろいろなことを言われていますので、見学に参りました。

8月19日に事前の予約なしで調査に行ってみました。図書館長に1時間以上かけて館内案内をしていただきました。3階建ての本館に子育て支援センターや保健センター、2階建ての分館に図書館を配置して、いわゆる図書館をまちづくりの中心に位置づけるというコンセプトに本当にびっくりしました。

もし仮に、先ほど市長に答弁いただきましたように、消防庁舎の建設計画があるとすれば、並行して公共施設の利活用策、つまり総合管理計画に示されている用途変更や複合化検討の参考にできるのではないかと思います。

ちなみに、図書館の蔵書数30万冊、利用者数は旧館時代年間17万人だったのが、4月21日に開館して3カ月間で30万人を超えておりました。付録として見せていただきました子育て支援センターは、ちょうど私が行ったのは日曜日だったんですが、日曜日の子どもの利用数が800人から900人、1時間単位の抽選で利用していただいている遊具もあるとの説明でありました。

この前、女性議員2人の計らいで子育て支援のお母さん方との懇談会に参加することができましたが、そのお母さん方の要望では屋内で遊べる施設がない、天候に関係なく遊べるところが欲しいという強い意見が聞かれました。

つけ加えて言われたのが、子育て支援サービスでの経済的支援もありたいが、そういう公園や施設の整備も今、必要ではないかということも言われました。ちょっと紹介しておきます。

そういう意味で見に行っただんですが、そういう今の都城の図書館を中心にした子育て支援センターや、もっともっと、施設が四つか五つあったんですが、こういうことも今後の公共施設の管理計画の政策検討に参考にできないか、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） ただいま都城市の図書館の例をお挙げになりました。今、お述べになりましたとおり、図書館に限らずあらゆる施設というのはそのものの目的はもちろんでありますけれども、それは市民が集う場であり、憩いの場であり、市民のきずなを紡ぐ場であり、学びの場であり、総じて賑わいの場でなければいけないと思っております。

したがって、新庁舎計画、例えば建設等に当たっても、今、複合施設ということで都城の例をお述べになりましたので、そういったあらゆる観点から検討して、それぞれの施設の建設については、そういった形で、方向で進めていかなければならないと思っております。

○5番（中村敏彦君） このことについては8月1日の南風録にもちょっと紹介されておりました。中心市街地の活性化にもものすごく役立っているという内容のことが載っておりましたので、たまたま切り抜いておりましたが、今、本当、市民の中に図書館の充実

やら、あるいは写真愛好家、絵を描く人、書道する人、それぞれの方々から、いちき串木野市はギャラリーがないよねといつも言われます。文化的なことですけど。

いつもいろいろな方が薩摩川内市のまごころ館を借りて展示会をされているようです。私も見に行ったりするんですが、そういう意味で、もし仮に先ほどの消防庁舎のことも含めて全体的にどう活かしていくか、市民にとって今、必要なこと、求めていることを検討していく材料になると思っただけの質問であります。

もちろん、都城とは人口規模も財政規模も近隣の経済圏にも大きな差があります。丸々それを真似することはできません。全体事業費が60億円でしたから。しかも図書館のリノベーションだけで22億円ということでした。運営費2億円。そのまま参考にはできませんが、市長に申し上げたいのは、この少子化人口減少並びに財政状況を行政運営に考慮しなければならぬのはもう重々わかっているんですけども、数年前から議会側からの提案で常任委員会視察に担当職員の視察も組み入れてまいりました。

やはり先進地をそれぞれの担当職員も研修して、どうしたほうが本市の市民のためになるかということを考えていく、いわゆる取っかかりになるのではないかと、丸々都城の図書館の真似をしるということではありませんが、視察調査を検討されたらいかがかと思っております。

それも引くくめて最後に、今、市民が求めているのは何か、市民にとって今、必要なことは何かを検証する取っかかりはこのような一般質問等を通じた議員の提案ももちろん参考にすべきであります。若い職員の優秀な人がいっぱいおられますので、若い職員の自由闊達な議論も大事ではないか、その取っかかりに先進地視察が欠かせないとの思いからの質問でございます。

市長の見解を聞いて全ての質問を終わります。

○市長（田畑誠一君） 都城市の例を引き合いに出されまして、大変成功していると、図書館自体、建物自体が市の中心をなしているという、そういうお話ですよ。

まさにそのとおりだと思います。さっき申し上げましたとおり、図書館の図書のみだけでなく、それはやはり市民が集う場、憩う場、友情を紡ぐ場といえますか、そして賑わいの場でなければいけないというふうに思います。

したがって、建設に当たってはやはり複合施設という、施設そのものが市のまちづくりの中心をなすものであるという、御提言ありましたようなそういう広い角度から検討し、また、人口規模、財政規模あるいは近隣の施設の状況等も含めて、あらゆる角度から検討してまいりたいと思っております。

○5番（中村敏彦君） 済みません、そのときの写真を撮ってきていて、見せるんです。これが図書館の全景で下は10代のコーナーとか端末で貸し借りをするコーナーとか、これは子育て支援の部屋です。すごいところでありましたので、参考にしてもらいたいのと、担当職員にお渡ししようと思って図書館の資料とその周辺にある四つの施設のパンフレットをもらってきてありますので、後で担当職員にお渡ししたいと思います。

以上で終わります。

○議長（平石耕二君） 次に、濱田尚議員の発言を許します。

[8番濱田 尚君登壇]

○8番（濱田 尚君） おはようございます。

通告に従い質問をいたしますが、質問に先立ちまして今日未明発生しました北海道での地震、先日の台風21号、そして豪雨災害、地震等でお亡くなりになりました方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を重ねてお祈りを申し上げます。

さて、平成最悪の豪雨災害となった西日本豪雨、河川の氾濫や洪水、土砂災害などで200人を超える死者や5,000棟を超える全壊住宅などで甚大な被害となりました。もはや災害と無縁なところなどないと再認識した次第でございます。日本全国で頻発する地震や懸念される南海トラフの大地震、そして台風や豪雨等の災害に対し、市民の生命と財産を守る防災対策をさらに強化すべきと考えます。

そこで1番目に、西日本豪雨の際に河川氾濫による被害があり、その中で愛媛県や広島県ではダムの放流情報に問題があったのではないかと指摘がございました。本市も、防災ダムとして昭和46年に五反田川の串木野ダムが、昭和56年に八房川の市来ダムの二つが整備されておりますが、豪雨時における危険の予測について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 濱田尚議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど中村議員もお述べになりましたが、頻繁に日本列島が災害に襲われております。濱田議員がおっしゃるとおり、防災対策、防災への備えといえますか、そういった啓発活動を大いに進めるべきだなというふうに考えております。

串木野ダム、市来ダムの両防災ダムにおける危険予測についてであります。串木野ダム及び市来ダムは、上流からの水を一時的に溜めて、下流へ自然調整放水を行うことにより、下流域の住民の生命・財産及び農地を守るための施設であります。また、本市の防災ダムはかんがい排水や発電を行うための多目的ダムとは違い、基本的にゲートは常時全開状態となっており、通常の貯水量は少ない状態となっております。

お述べになりましたとおり、昭和46年の台風第19号の被害に伴い河川改修が行われ、その後は串木野ダムにおいてゲートを閉めたことはなく、河川洪水による被害は起きてはいない状況であります。

しかし、近年の集中豪雨等により河川の氾濫等が予測される場合の住民の避難等につきましては、気象情報やダムの水位、河川水位などの情報を収集して、災害対策本部等において高台への避難誘導など、状況に応じた早目の避難情報の発令を行っていきたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） 常時ためるダムではないという答弁がございましたけれども、やはり防災ダムというのはこの薩摩半島にもそんなにたくさんはございません。そういった中で、危険な川の災害から守るために整備されたわけではありますけれども、

聞くところによりますと平成5年の8月豪雨、いわゆる8・6水害のときでありますけれども、市来ダムは相当な水量で満杯状態だったというようなことをそのとき聞いた覚えがありますが、そういった記録等はどのように認識されているか、そこをお伺いいたします。

○農政課長（富永孝志君） その平成5年の8・6水害の状況でございますが、申しわけありません、ちょっとその記録のところを把握しておりません。現在、満杯だったかどうかもちよっと確認をしていない状況でございます。申しわけありません。

○8番（濱田 尚君） そのときは相当な市来ダムの上流側の八房川が相当被害を受けました。そういったところで、もしそれがまだ雨量が続けば、そのままオーバーフローした状態で流れ込んだのかなというような私なりの考えを持っていますけれども、やはりこうなった以上、想定を上回る雨量が流入し、貯水量を上回った時の措置はどう講じるかということをもう1回お伺いいたします。

○農政課長（富永孝志君） 市来ダムの操作規程によりますと、市来ダムの場合は放水の弁を必ず開放しておかなければならないという形になっております。降水量が増えてダムが満杯になる状態になりますと、洪水吐き、余水吐きですね、そちらのほうから流れていく状況になっておりますので、ダムに関しまして緊急の放水とかそういう状況にはならないと考えております。

○8番（濱田 尚君） これは緊急放水とは違うわけでありまして、上流の雨量がそのまま流れていくというような状況ですので、そういったところもやはり想定しておかなければならないのかなと思っております。

それともう一つ、ちょっと懸念される材料として、市来断層帯の中に五反田川断層があるんですね。そしてその五反田川断層というのは五反田川に沿って入っております。その上流には串木野ダムがあるわけですが、雨量があった後の地震ですね。今日も土砂災害があった上にロックフィルダムがあったわけですが、やはりその心配をされておりました。

そういったところを考えると、こういった洪水調整が難しくなったときの想定というのをしっかりしておくべきだと思っております。そして今、説明がありましたけれども、実際にこの市来ダム、串木野ダムが昭和47年、37年前に整備されておりますけれども、一般の市民の人たちが市来ダムってどこにあるの、どんな機能を果たしているの、役目を果たしているのというのがだんだん忘れ去られていっているような気がします。

市来ダムって大里川じゃなかったのというような、そんな方もいらっしゃると思いますので、今一度市来ダムはこんなことで洪水調整をしていますとか、串木野ダムもこういったことをしていますというような周知を今一度住民にしておくべきかなと思います。

その周知はどうでしょうか。

○農政課長（富永孝志君） 議員仰せのとおり、防災ダムでございますので、災害等の情報提供というのは重要なことだと考えております。

これら防災ダムについてどのような方法で周知することができるのか、今後研究してまいりまして周知の方向で進めていきたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） ぜひ早急に検討していただきたいと思っております。

そして、県では今、大雨による河川の氾濫の危険性を知らせるために、事前の予防策、水防活動や避難行動を進めていただくために洪水想定区域図の策定、公表を進めております。そういった中で今現在、公表されているのが12水系、19河川ということであります。この辺では鹿児島市内の甲突川とか、ここに書いてございますのは日置市の神之川というところの想定最大規模洪水浸水想定区域図というのを公表しております。

やはり、県にも早く要望して、一番はやっぱり防災ダムのない大里川だと思いますよね。そしてやっぱり防災ダムがあったにしてもこの流域、たくさんの市民の皆さんがお住まいでありますので、やはりこういうのを早くお示ししていただくように要望していただきたいと思っておりますけれども、そこはどうでしょうか。

○土木課長（内田修一君） 全国で大水害等が発生

しております。そのような流れの中、29年度から水防災意識社会に基づく取り組み方針で浸水区域等のリスク情報の周知として、洪水ハザードマップの提供、周知が項目として上げられております。県のほうも策定を進めておりますので、いちき串木野市のほうからもこういったハザードマップ的な提供、周知等について議員お説のとおり要望していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○8番（濱田 尚君） しっかり進めておいていただきたいと思えます。

次に、この市来ダムへのアクセス、郷戸市来線、やはり何かあったときに、今、4トン車までは通行可とか書いてありますけど、4トン車が通れるような状況ではないと思えます。ですから、やはりそういった大きな命を守るための施設があるのにそこまでも普通に通れない、何かあったときにはそこは遮断されるというような状況ではいけないと思うんですよね。ですから、こういう御時世ですので、しっかり早く、整備、改良されていただきますように県にしっかりと要望していただきたいと思えます。

続きまして、砂防ダムなどの堆砂の状況や管理についてお伺いしますが、やはり豪雨災害を受けて、そして日本の国土、しっかり命を守るためにも、砂防ダム、治山ダム、堰堤が整備されております。実際、熊本地震でも相当な堰堤の被害があったようであります。地震の多い九州としましても、こういう砂防ダムなどの堆砂の状況やら、そして管理なんかはどういう状況かお伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 砂防ダムなどの砂防施設は鹿児島県が管理しており、市内には砂防堰堤や溪流保全工などの砂防施設が28溪流ございます。砂防ダムの堆積状況につきましては、施設を管理している県に確認したところ、鹿児島県砂防関係施設点検要領に基づき、5年に一度の定期点検及び豪雨発生等の臨時点検により適切に管理されており、早急に除石が必要な異常堆積している箇所はないとのことあります。

○農政課長（富永孝志君） 同じく治山ダムの堆砂の状況についてでございます。

治山ダムは市内に33施設ございまして、森林の維持、造成を図ることを目的としたダムで、土砂の埋まっているところが多く、埋まることによって係留部の勾配が緩やかになり、洪水などで発生する土砂の急激な流出を抑える機能がございます。

管理につきましては、定期点検及び豪雨発生時の臨時点検で確認しておりますが、下流に被害を及ぼす危険性のある箇所はございません。

○8番（濱田 尚君） 砂防ダム、先ほども言われましたように建設に数年かかりますね。そういった中で今までつくられたところを何カ所か見ていますけれども、大量の雨が降ったときの水量は、下流域の人は怖いというようなことも言われております。つくられる前よりはよくなったということでありませけれども、そういった点検後、その下流域の人に、こんな状況でしたよ、大丈夫でしたよというお知らせがあつてしかるべきかなと思えます。こういったお知らせの方法等については県はどのように対処しているか情報はございせんか。

○土木課長（内田修一君） 砂防堰堤などの点検につきましては、県のほうで委託をして点検しております。2名体制で現場に来て、砂防ダムを点検しているようなところでございますけれども、今、ひとり暮らしの方、また砂防ダムのすぐ近くにいらっしゃる方、そういった方もいらっしゃると思いますので、そういったところに敷地内に入りますよというような挨拶をして、目的も言いながら、また、現場で行った点検等を後日報告できるような形をとっていけるように、土砂災害防止対策連絡調整会というところがありますので、そういったところで議員仰せのことを要望していきたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） ぜひ進めていていただきたいと思えます。

次に3番目、現在、防災センターを建設中ではありますが、やはり防災カメラの設置や防災システムの構築をすべきではないかなと思えます。

想定を上回るいろいろな災害が起きている限り、いろいろな情報入手、駆使しなければならないと思えますので、その辺についてお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 濱田議員がお述べになって

おられますとおり、近年、想定を超えた大災害が起こっているわけでありまして、その対策には十分な注意を払わなければいけないと思っております。

そういった意味で、市民の皆さんの安全安心を守るために防災センターの建設を進めております。現在、災害時の対応の迅速化、充実化を図るために、平成31年度の建設に向けて実施計画を進めているところであります。

施設としましては、今お述べになりましたとおりあらゆる角度の機能を具備すべく、地下1階、地上2階建てで鉄筋コンクリートづくり、耐震強度を通常の1.5倍として自家発電機を備え、延べ床面積は842m²、約255坪であります。1階を防災備蓄倉庫及び駐車場、2階は会議室を兼ねた災害対策本部室、防災無線室等を備える計画であります。

防災無線室では防災無線テレメーター観測による市内6カ所の雨量の情報、串木野ダム、市来ダムの貯水量、時間雨量等の確認データ、県の河川砂防情報、川内原発の原子力モニタリング情報など、さまざまな防災に関する情報システムを集約する計画としております。

速やかに情報集約を行い、災害対策協議、そして市民への情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） そういったシステムを整備してもらいたいと思っております。

先ほど防災カメラの設置などといったことだったんですけど、それはいいんですけども、また後でしますけれども、河川情報の収集について今ほどありましたけれども、今のそれだけで、例えば水位計なんかもう少しあってもいいかなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 河川情報につきましては、県の河川砂防情報システムを活用いたしまして、現在、五反田川では麓大橋、大里川におきましては日置市の湯之元橋に水位計が設置されておりまして、その地点での河川水位の情報把握を行っているところでございます。

なお、今年度大里川では大里地区の蒲牟田橋、八房川では川上地区の川上橋に水位計の設置を要望す

ることとしております。

○8番（濱田 尚君） きめ細かな情報を得るために早速つけてもらうように強い要望をしていただきたいと思います。

それもなんですけど、先ほど言いました、やはりカメラでしっかり現地を映す。そして、そういった情報をその対策本部の中でしっかり把握するというのが私は大事だと思います。

例えば、五反田川の河口周辺、そして大里川、八房川の河口周辺、その途中でもいいです。こういったライブカメラの設置というのはあらゆる自治体が行っていると思います。このカメラの設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在ではまず水位等の情報を先に収集、雨量等のデータを収集しようということで、防災センターの防災無線室の中に一括した情報収集といったような考え方で今、計画しております。

今後、議員お述べのカメラの設置につきましては、今後研究していきたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） カメラの設置、例えば日田市なんかでもいろいろな河川の情報、ここにあるのが20地点ぐらいですかね、そういった形でいろいろなところを見られるようになっていきます。ライブカメラじゃなくてもいいと思うんですよね。静止画を映してこういう状況です、こういう状況ですといった国道に設置してあるようなものでもいいと思います。そういったカメラはいろいろなほかの面でも使えると思います。

用途は違うかもしれませんが、日置市なんかは、これも違いますけど、見守りカメラを100基導入するというようなことであります。2年間で2,500万円、2,500万円ということでもありますけれども、これは見守りカメラです。でも、これだけ河川のいろいろな氾濫やら土地の地盤の低いところやあるわけですので、こういう河川の情報を、水位計だけじゃなくて、そういったカメラの設置をしながら一番の防災会議の中でしっかりとその情報を駆使しながら判断をしていく、そういったことが大事だと思います。

市長のお考えをお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 最近の災害というのは、熊本地震から一昨日の台風21号、今朝はまた北海道の地震、それから常識では考えられない西日本集中豪雨等で224名もの方が犠牲になっておられます。最近のそういった、いいことではないんですが、例として、非常に集中的に、しかも短時間に災害に襲われるという状況がございます。それだけに事前の対策というのが大事であり、その策として、川上だけではなくて、川下にお住いの皆さんの立場も考慮しながら、そちらが一番ですから、考慮しながら監視体制の整備というのを要望してまいりたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） これは市長の決断のもとで進んでいくかと思っておりますので、ぜひとも実現していただきたいと思っております。

そしてこの防災センターをいろいろ活用していく上でも、市民への、先ほど周知といったところがありましたよね。そういったところで私も防災メールサービスを登録はしておるわけですが、実際防災無線でもあれですけども、やはりメールサービスで今の防災無線で言ったのは何だったっけというのを、こういったサービスでもう一回確認できると思うんですね。この登録者数の現況はどんな形でしょうか、お伺いいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 防災情報メールの登録件数でございます。本年の9月現在におきまして、433件であります。

○8番（濱田 尚君） 携帯、そしてスマホが大変普及している割にはなかなか登録者数が伸び悩んでいると理解します。これは命を守る大事なツールだという認識のもと、広く登録してもらおう。一人でも多ければ、その人がまたそういうツールを使えない人に教える可能性がございますので、ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思っております。

あるところでは防災無線がなかなか聞こえない、そして何やったかってわからなかったときに、防災無線の音声案内サービスという、電話でそういったのもあるんですね。そういったのも検討をしていただきたいと思っております。

それと、防災センターを建設するんですけれども、これまでの、先ほど言われたルース台風やら46年の河川の氾濫、そしてよく調べましたら44年でしたけれども市来のほうでも冠水をいたしております、八房川が氾濫して。そして平成20年3月27日には羽島で竜巻がございましたよね。それなどの資料をしっかりと集めて、その防災センターにそういった情報を集めて、過去の教訓を活かすという意味で、そこに展示する必要があるのかなと思っております。

そういったものや防災知識の普及のため、そして防災関係のいろいろなものの展示といったのもすべきだと思いますが、そこについてお伺いいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 議員お述べの過去の防災関係の情報につきましては、現在、簡単な被害の状況といったような発生日月日ごとの資料がございます。詳しい資料が今、整っておりませんので、今後情報収集に努めたいと思っております。

それと、防災センターへの展示でございますが、現在では特に考えておりませんが、玄関のロビー等も活用できないかなと考えますので、検討していきたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

次の項目に移ります。消防行政についてであります。

先ほどから新庁舎に向けて取組があるということでございます。その前に、今度ははしご車を整備するというところで基金の造成等を行っておるわけですが、県内のはしご車の整備状況についてお伺いをいたします。

○消防長（前屋満治君） 県内のはしご車の整備状況でございますが、県内には20の消防本部がありまして、はしご車を導入している本部は12本部の状況であります。

○8番（濱田 尚君） 12本部ということですが、本市として整備をするということですが、その中で出た整備の必要性とか緊急性といったことについてお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど消防長が答弁いたしましたとおり、県内20消防本部の中で12本部にはし

ご車があるわけでありませう。

本市のはしご車につきましては、平成2年に導入以来、これまでに平成18年と平成26年の2回のオーバーホールや年次保守点検整備を実施してきております。しかしながら、今、お述べになったとおり所期の機能及び安全性を確保はしているものの、何とないままでも28年が経過をし、経年劣化を否めない状況にあります。

したがって、石油交付金事業を活用して本年度から32年度まで既に基金の造成にかかっております。そして、平成33年度にはしご車を新しく更新整備する計画で進めているところであります。万全の備えをしたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） 万全の備えといったところで理解はするわけでありませうけれども、やはり高額であり、整備することでいろいろな人員の配置も必要になってくる。そして、年次点検、そしてまたオーバーホールといったことを考えれば、隣の薩摩川内市さんとの協定で個別の場所も、あらかじめ話し合いのもとに、ここで何かあったときにはすぐに来てくださねえというようなことも考えられますので、先ほどの新庁舎を考えれば、そういった新庁舎のほうにその財源を費やすべきじゃないかなと思っております。

例えば、日置市も整備をしたいけどなかなかできない。本当に緊急性があれば整備しないといけないと思うんですけれども、やはりその辺のことをもう1回皆さんで検討をしていただきたいと思っております。

2番目に移ります。

その新庁舎のことですけれども、やはり訓練施設、本当に狭い状況であります。私もいろいろなところの消防庁舎を見に行きました。そういった中で早くしなければいけないと思っております。私は広域を進めておったわけでありませうけれども、広域のほうはどうなったか端的に教えていただければと思っております。広域の議論ですな。

○消防長（前屋満治君） 広域については縷々検討委員会も立ち上げまして、いろいろな観点から県内の情勢とか国の状況等を考慮しながら現在も検討中ではありますが、御承知のとおり国もさらに6年、全

国的に遅々として進まないということで、消防カードとかいろいろ再度ここ広域化の話が始まってから10年たちますが、その10年たって人口規模、財政規模、いろいろまた情勢が変わったということで6年延期されました。

それをまた考慮しながら再度どうあるべきかを検討中であります。

○8番（濱田 尚君） 広域については今のところ難しいというようなところで進んでいるかと思っております。その新庁舎に向けて、私は将来の広域に向けても新庁舎というのは建設すべきだと思います。そういった中で、建設に向けて、ある消防庁舎の建設には合併特例債とかを充てて建設されたところもあるんですけども、合併特例債などの有利な財源についてはどんな検討がなされているのでしょうか。

○財政課長（東 浩二君） 合併特例債についてのお尋ねかと思っております。

本市の合併特例債発行可能額は82億3,300万円となっております。本年度の当初予算の時点におきましては既に85%を超えておりまして、これまで70億2,700万円を活用することとなっております。今後この合併特例債を活用していく事業ということで、新学校給食センターの建設であるとか、あるいは小学校の空調設備、そのような事業の計画もございます。

本市ではそういうことで、平成32年度までに発行可能額、これに達する見込みとなっております。そのようなことで、今後、消防庁舎、これについて仮に建設をするということになってまいりましたら、合併特例債ではなく、その他の財源、そういったものを検討していくということになるかと思っております。

○8番（濱田 尚君） 財源が必要になってきます。しかしながら、新庁舎の建設となれば、今の規模よりもはるかに大きい規模、そして機能も充実させていかなければならないと思っておりますので、そういった財源の確保、検討をしっかりとやっていただきたいと思っております。

やはり、あるところでは、知覧のところですけども、言いましたけれども、ヘリポートがあるわけ

ですね。本当、ヘリポートというのは降りるためにいろいろな部隊や人員をかけてそこに張りつくわけですね。そういったことを考えれば消防庁舎の中にヘリポートというのがあればいつでも対応できる。こういう小規模な本部だからこそ、そういうのも集約していけたらいいと思います。

ヘリポートを含めて消防長が考える候補地の何か条件とか、そういうのはどのようにお考えかお聞かせください。

○消防長（前屋満治君） 新庁舎の建設に当たって、それが可能であれば、もちろん私どもも、私も消防長としてそこは喫緊の課題で建設が必要と捉えて取りかかっております。候補地としましては、市内あちこち実際足を運んで見てきました。例えば総合体育館の周囲とか、あるいは照島地区、いろいろなどころを見てきましたが、今、議員仰せのとおりヘリポート等のことを考慮しますと、相当数の敷地面積が必要であります。

薩摩川内市が大体9,000m²ですね。霧島市が1,001万m²の敷地面積です。3,000坪ぐらいですね。近隣のところを見ますと、あるいは私どもの市の財政、人口規模からしますと、ここまで私は必要でないと思います。半分の5,000m²の1,500坪ぐらいは最低必要かなと。

ただ、そうなりますとヘリポートをそれに加えますと、ちょっとそこでは規模が小さいかなと思いますけれども、ヘリポートは有事の際の着陸場でありますけれども、災害時にはそれぞれランデブーポイントといいまして、場所に応じたヘリポートを数十カ所指定してありますので、近隣であった場合は消防署にあったほうがいいですけれども、例えば市来であれば観音ヶ池とか吹上浜荘の空地とか、それぞれにランデブーポイントがありますので、必ずそこに是が非でも必要かなれば、私としてはヘリポートの敷地までは私の中では必要はないんじゃないかと思っております。ただ、5,000m²ですね、そのぐらいの規模は必要かと思えます。

○8番（濱田 尚君） やはり広域の大規模災害、そして原発を抱えたいろいろな災害を含めると、そういったヘリポートというのは私は必要かなと思

いますので、今後また訴えてまいりたいと思います。

新庁舎のところを見ますと、NBC災害やいろいろな含めまして、消毒室であったり、いろいろな車の整備をするにしても、くり抜いて下の点検が簡単にできるような施設があるところもあります。そういったところを踏まえて、本当に少数精鋭で効率的にその本部を運営できるような、今からしっかり駆使して計画していただきたいと思います。

それとやはり忘れてならないのは、人材の育成と技術の伝承だと思っております。同僚議員が充足率と言われております。確かに人を増やしていかないといかん時期になっているかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

この項の最後になりますけれども、2040年ごろになれば小規模自治体のいろいろな共同運営とかいうような形を総務省も言っておりますけれども、やはりその先、今は新しいのをつくるような議論になっていきますけれども、今度はそれがいろいろな広い広域の中で重要な役割を果たす場面が来るかと思えます。2040年ごろは本市の予測では約2万人と言われております。小規模本部が適正に運営ができるかどうかというのは困難な状況であろうかと思っておりますけれども、将来に向けた市長の率直な考えをお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 例えば今、新消防庁舎のいろいろ準備を検討しておりますが、大事なことはやっぱり希望を持って前へ進むという気概を持って、行政、議員の皆さん方と一緒に市政を運営することにあると思えます。

そういった中で、残念ながら人口減少社会に突入しております。その人口減少社会の中でどう生き抜くか、どう他の市町村との連携を紡いでいくか、そして市民の皆さん方にいかに夢と希望を抱いていただけるか、そういった施策を我々は先取りしていく必要が全ての分野にあると考えております。そのような視点、観点から市政を議会の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） 命の境目をつくらないというような大局的な考えのもとで議論を今後進めただくことを期待して、この項は終わります。

続きまして、美しいまちづくりについてであります。

心地よく快適に暮らせる美しいまちづくりは、町全体の質と価値を高めていくと思います。今、町を見渡せば、国道3号線にいたしましても、街路樹も大分大きくなって電線がひしめき合っている状況でございます。電線をどうかわして行って下の根起こしやいろいろな場面も多うございます。

そういったところで、1番目の街路樹の更新や除草、積極的な美化活動の推進などの取組の状況をお伺いをしたいと思います。

○土木課長（内田修一君） お答えいたします。

街路樹は沿道に季節感や潤いを与え、都市の美観を向上するとともに、歩行者等へ日陰を提供することなどを目的とし、また、二酸化炭素を吸収し、空気を浄化することで地球温暖化防止に役立っております。

本市では幹線道路に約1,200本の高木を植樹し、管理につきましては、街路樹管理業務委託の造園業者や市の直営作業班にて剪定や除草を行っております。本市の街路樹は40年以上経過し、全体的に大きくなり過ぎたため、平成29年度より年次的に低く剪定しているところであります。

今後も、花壇の低木や花などを含めて植栽の更新や管理方法などを研究し、環境美化の推進と景観維持に努めてまいります。

○8番（濱田 尚君） 美化活動の推進などの取組というのはまだありますか。

○土木課長（内田修一君） 環境美化につきましては、市のほうで春のガーデニング事業の苗等を配布しております。春のほうで71団体に3,612本、秋の花のガーデニング事業では68団体に3,388本を配布して、美しいまちづくりを今、進めているところでございます。

○8番（濱田 尚君） 確かに都市の美化、CO₂のことも言われましたけれども、そういった役割よりも、余りにもひしめき合っている状態がいいのかと言えば果たしてどうかなと思います。例えば県道にしても、串木野小学校の近くにしてももういっぱいはいっぱいですね。そして間隔も、前は低木だった

のかもしれませんが、それで美観も損なわずに来たのかもしれませんが、今となれば高木で、間隔も相当詰まっている状況であります。交通標識もなかなか見えにくい状況でもありますし、今となれば、そういった高木の更新というのをしていかなといかんと思うんですよね。

例えば、市来地区でいえば小城団地の前もようやく根起こしをして、歩道が盛り上がり、歩道のほうに根が来ている状態でした。これが子どもたち、そして障がい者の人たちに歩きやすい道路であるかといえばそうではないし、街路樹がその周りの山と一体化して、全然街路樹の役目を果たしていないんじゃないかなというようなところもたくさんありますので、この辺は県のほう、そして市が率先していろいろ要望を申しっていくべきかなと思っております。

やはり財源がどこも乏しいところだとは思いますが、すけれども、こういった美化活動というのは、街路樹やいろいろなそういったのは住民の皆さんにも理解してもらえる事業だと思うんですよね。そして、きれいな美しいまちづくりを進めていけば、その人たちも気持ちよくなる。来た人たちも気持ちがよくて、「ああ、いちき串木野市ってこんなにきれいな町だったんだな」と思えば、定住の選択肢の中の上のほうにだんだんなってくるのではないのでしょうか。私はそういう観点で話をいたしております。

例えば、それをもっと進めるためにも、ガーデニングのいろいろなのを市来農芸高校の皆さんと何かタイアップしてやってみるとか、市民の皆さんに美しいまち創造アイデアコンテストとか、そういうのをしながら周知を図って行って、きれいなまちづくりを進めていく、そういったことも必要かと思っておりますので、ぜひ進めていていただきたいと思っております。特にアイデアコンテストなんかは私はしてもいいかなと思います。

市長、その辺はどうでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 街路樹につきましては、先ほど来、濱田議員もお述べになっておられますように、大気の浄化とか二酸化炭素を吸収するとか、それから騒音を防止するとか、路面の温度上昇を緩和する、あるいは沿道の良好な生活環境の確保とかと

いう役割を果たしております。

ヨーロッパの先進諸国といえはいいんでしょうか。私も行ってびっくりしたんですけど、街路樹の中に、林の中に施設がありますよね。歩道であっても、日本は歩道の片側しか街路樹が立っていませんけど、ヨーロッパの先進国は両方に立っていますね、街路樹が。まして歩道が5メートルも6メートルもあります。だから、いかに緑が快適で、市民の皆さんの心の癒し、安らぎということで、まさに花と緑というのは市民の皆さんの心の財産ではなかろうかなと思います。

そういった意味で街路樹をどこの町も植栽してきたわけですけど、お述べになっておられますとおり50年ぐらい経過して、道路も持ち上げて、本当に高齢者の方が歩けないような状況にあります。だから財源の問題もありますが、時期的にやっぱり更新をする時期に来てるんじゃないかなというふうに考えております。

よその町ですが、鹿児島市が既にそういう形で取り組んでいます。余り大きくなって切り倒して小さいのですね。本市も、すぐにはいかんかもしんですが、やはり更新をする時期には来ているなというふうに捉えています。

○8番（濱田 尚君） 更新する時期に来ていると思いますので、そういった事業化の準備をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

そして、次に移りますけれども、国道や県道の無電柱化、国のほうは今年度から全国1,400キロの道路を無電柱化にするというような取組を進めております。無電柱化といえは本当に財源がかかってかかってしょうがないというようなところでございますけれども、例えば薩摩川内市は上川内のほうまで無電柱化されています。そして、上っていけば水俣市も無電柱化されております。そして熊本、そして山鹿市も無電柱化されて、すっきりとしております。電柱がなくてですね。そして、その中で花をプランターで飾ったりというようなこともございます。

この無電柱化というのは、私は国道やら県道やら特に新港に行くところやらというのは原発からの避難道路なんですよ。そこで地震があったときに今

日のテレビ報道でもありました、たくさん倒れているんですね、台風で。風速51メートルで大阪ではほとんど倒れていました。そうなれば避難できないんですよ。

ですから、今、国が進めるのはやはり災害時に、無電柱化すればすんなりと避難できるということのように強く国のほうも言うておりますので、どんどん国道、街路樹の更新にあわせて要望、そして県にもここの県道はしっかりと無電柱化に取り組んでくださいというような要望をしていただきたいと思います。

所感をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 無電柱化であります。無電柱化につきましては、良好な景観を形成するほか、歩道の通行空間の安全性や快適性が確保されますが、今朝のテレビもありましたとおり大災害のときに本当に交通の妨げ、避難ができませんよね。そういった面で考えますと、電柱の倒壊によって道路が寸断をされる、こういう状況ですので、今、お述べになったとおり莫大な金もかかりますけど、国のほうも今1,400キロですかね、計画をしておるようですので、無電柱化というのはやっぱりこれから大事な、喫緊の課題だなというふうに捉えております。

国はこれまで鹿児島市や薩摩川内市で整備を実施しており、現在、鹿児島市の国道225号線新栄地区において着手をしておられます。国道3号の串木野駅前から住吉交差点までの900メートルの区間は無電柱化の第1号といいますか、対策可能区間として認識をされております。ただ、2018年から20年までの第7期の無電柱化の推進計画には今のところ入っていないような状況であります。県では現在、鹿児島市の県道鹿児島東市来線甲南工区を実施しているところです。

しかしながら、今、お述べになったとおり無電柱は非常に大事でありますので、景観とか何とかはもちろんです。災害に備えて新たな大きな課題が出てきております。したがって今後、鹿児島国道事務所、県、関係市町、九州電力、NTTなどいろいろなところに無電柱化についての協議で合意が得られるように、今後働きかけていきたいと思ってお

ります。

○8番（濱田 尚君） ぜひ働きかけを進めていただきたいと思います。

次に、3番目の国体に向けて花いっぱい運動を推進してはどうかということでもあります。

来るべき国体に、既にたくさんの方が総合体育館に見えられております。九州各県、そしていろいろなところからたくさんの方が訪れております。花いっぱい運動というのを進めていってもらいたいと思いますが、所感をお伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 国体に向けた花いっぱい運動の推進についてでございます。

御承知のとおり、2020年開催の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会は本市では総合体育館でバレーボール競技とバスケットボール競技、それと車椅子バスケットボール競技の3種目が行われます。

現在かごしま国体・かごしま大会に向けまして県と連携いたしまして、花いっぱい運動を展開しているところでございます。今年度は市内各地へ「花の種袋」・「花育てガイド」の配布を初めといたしまして、花の苗の800本とプランター200個を市内小中学校に配付いたしまして、さらに会場の総合体育館周辺にもプランターを設置いたしております。

なお、配付した花の苗は農業系高等学校等で育てた苗を会場地へ引き継ぐ「花育てリレー事業」で育てたものでございまして、本市では市来農芸高等学校と串木野養護学校で取り組んでおられます。

今後も県や本市の実行委員会と連携をいたしまして、会場の総合体育館周辺に限らずに、市街地も花で飾り、両大会の市民の皆様方の機運の醸成を図りながら、市全体で花いっぱい運動に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○8番（濱田 尚君） 多目的グラウンドの前の県道のところにきれいな花が植栽をしてあります。その周辺は桜の木とツツジでいつも草が繁茂している状況ですが、あそこの花を見れば本当に気持ちがよくなります。

ぜひ、こういった機会でありますので、全市的な取組というのを進めていただきたいと思います。花がいっぱいあれば心も本当に和やかな気持ちになり

ますし、何か幸せな気持ちになるかと思えます。そういうものを全市的に進めて、年間通じて本市にイベントで来られるいろいろな人たちにそこをアプローチしていかなければならないと思います。そういった中で、いちき串木野市って本当にきれいな町で花いっぱいの町だよなというようなところで、本当のイメージ戦略をつくっていかなければならないと思います。

最後になりますけれども、そういうのはコンパクトシティだからできる要素もたくさんあると思います。市民とのきずなのもとで、地域一丸の取組で、鹿児島で一番の美しい町が創造できるように申し述べて、全ての質問を終わります。

○議長（平石耕二君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は、午後1時15分とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時15分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江口祥子議員の発言を許します。

[2番江口祥子君登壇]

○2番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

多過ぎる台風、また、異常に続く猛暑日は災害並みともいわれ、温暖化のせいか厳しい季節がまだ続いておりますが、安心安全なまちづくりのために私も微力ながら精いっぱい働いてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従い、2項目にわたって一般質問させていただきます。

初めに、市営住宅における連帯保証人制度についてお尋ねします。

市営住宅はそもそも住居を求める低所得者のために存在するわけです。そこで、本市の市営住宅において、連帯保証人要件を満たせず、入居に至らなかったケースの過去5年間の件数と主な内容についてお伺いします。

また、民法改正を踏まえた公営住宅の入居に際しての取り扱いについての内容と本市の対応について

お伺いし、壇上からの質問とします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

連帯保証人の要件を満たさず入居に至らなかったケースについてであります。過去5年間で申込書提出後、連帯保証人を立てられずに辞退されたケースは1件であります。

次に、民法改正を踏まえた国からの通知についてであります。保証人の取り扱いについては、市の判断に委ねられておりますが、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除したことに伴い、留意点として保証人の確保を求める場合の極度額の設定、保証人の請求による未納情報の提供義務、入居者が納期どおり納入をできなくなった場合の保証人への情報提供義務、さらには機関保証の活用などの助言となっております。

今後、入居者が高齢化していく中で、今のところ、これまでどおり2名の連帯保証人が必要ではないかと考えておりますが、県や他市の動向も鑑みて対応してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 市長から御答弁いただきましたので、次に3つのことについて、引き続き質問いたします。

まず、市営住宅に入居の際の連帯保証人の要件はどうなっていますか。

次に、現在の市営住宅の家賃の滞納というものもあると思いますが、滞納した場合に連帯保証人に対して、市はどのような対応をとっていますか。

3つ目に、現在、連帯保証人が滞納額を支払っている状況があるのかお尋ねいたします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 連帯保証人の要件についてであります。

連帯保証人はまず2名ということと、あと、連帯保証人は市税等の滞納がないことが要件になります。保証人に関しての要件は以上であります。

連帯保証人の要件を廃止した場合の課題等でありま

す。これまで保証人の存在が未納の抑制に大きな役割を果たしてございまして、滞納者が増えることが懸念

されます。また、今後、高齢化していく中で、入居者の緊急時の対応や死亡等による明け渡しや家財の処分等ができなくなることが課題となります。保証人を廃止となるとさまざまな課題があり、先ほど市長が述べられましたが、保証人は残す方向で検討してまいりたいと考えております。

それから滞納の件であります。

滞納額についてであります。平成29年度の収納率が98.99%で、滞納額は106万9,135円でありました。入居者が3カ月未納になった時点で未納通知を入居者へ発送いたしますが、期限までに納付または連絡がない場合は連帯保証人に通知し、指導をお願いしているところであります。

それから連帯保証人が滞納額を支払っている現状についてであります。

滞納者へ連帯保証人に連絡する旨の通知または通知後の保証人の指導により、ほとんどが入金されるため、過去5年間において、連帯保証人が支払ったことはございません。また、連帯保証人が死亡した場合は、連帯保証人の変更申請により新たな方を立てよう入居の際に説明しております。

○2番（江口祥子君） 連帯保証人が変更の場合の市の対応についてなんですけど、先ほど言われましたが、死亡した場合や事情が変更になったとき、市の対応について、もう1回お尋ねします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 連帯保証人が死亡された場合のことですが、変更申請を出していただきまして、新たな方を立てていただいております。これについては、入居の際に説明しているところであります。

○2番（江口祥子君） 全ての連帯保証人がきちっと対応されていますか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 連帯保証人の変更であります。2人とも同時にということはないので、1人亡くなったときに1人の方を新たに立てるというようなことで、変更申請を行っていただいております。

○2番（江口祥子君） それは全ての方がそうされておりますか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 市営住宅自体は

526戸ありまして、連帯保証人が生存しているかどうかの調査までは行ってないところでもあります。

○2番（江口祥子君） そういったことではないかと思っておりますが、2020年4月1日に民法改正法が施行となりますが、入居時の連帯保証人の要件を廃止する場合の課題と対応について、市はどのように対処されるのかお尋ねします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 民法改正に伴う施行への対応であります。先ほども申しましたとおり、今の連帯保証人のあり方というのが金銭的な保証あるいは緊急時の連絡先対応というようなことで役割を果たしていただいております。非常にこの保証人の役割というのは重要でありまして、今のところは保証人を残す方向で検討しておりますが、県や他市の動向を鑑みて、対応してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 入居時の連帯保証人の要件を廃止する場合の課題ということでお聞きしました。どうしてですかとお聞きしましたら、入居者の緊急時に対応する方がいなくなった、それと家賃滞納への対応及び保証する方がいないことを挙げておられます。

今、現代社会といいますか、無縁化、孤立化の社会の状況がそういう課題になってるのではないかということをお思います。保証人がいなくて入居できなかった、そのような状況が絶対に起きない体制を切に願います。

それでは、次に移ります。

2点目に高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業に関する本市の取組についてお尋ねします。

○健康増進課長（若松友子君） 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種率の状況であります。

平成26年度から平成29年度までの65歳、70歳、75歳の定期接種の対象者は5,397人で接種者2,154人、接種率39.9%となっております。

本年度は7月末現在で、対象者1,453人で205の方が接種されております。

○2番（江口祥子君） それでは、この接種率について、市はおおよそ目標が達成されたということなのか、それとももっと接種してほしかったというこ

とかお尋ねいたします。

○健康増進課長（若松友子君） 接種率につきましては、インフルエンザと同様に接種義務がないため、目標値を定めておりません。しかしながら、個人の発病、またはその重症化を防止するため、個人通知に肺炎予防の効果等のお知らせや医療機関等にポスターを掲示してもらうなど、早期予防接種の勧奨を行い、接種率の向上に努めてきたところでございます。

○2番（江口祥子君） 60%の高齢者が接種しなかった原因はどこにあるかと考えるか、お伺いします。

○健康増進課長（若松友子君） 本市では広報紙等を通じて、接種勧奨を努めてまいりましたが、高齢者肺炎球菌予防接種はインフルエンザ予防接種と同様、定期接種B類となっております。このため、接種については法律上の義務ではなく、みずからの意思で接種する、接種を希望する者のみが接種できるワクチンとなっております。

こういう理由や対象年齢以外の方が自主的に自己負担で接種された場合は把握できないことも原因の一因と考えております。

○2番（江口祥子君） 今年度が5年間の最終年度になるようですが、現状での今年度の未接種者への勧奨をどのようにしていくのでしょうか。

定期接種の経過措置ということがわかりづらかったのではないかとのお声があります。また、生涯1回であれば、まだ若いので、いつでも好きなタイミングで助成が受けられるならもう少し年をとってからでいいとか、5年後にまた接種機会があるなどの勘違いをした市民もいたのではないかと考えます。

そこで、せめて今年度はもっと多くの定期接種対象者に接種していただくための市の取組を伺います。

○健康増進課長（若松友子君） 経過措置対象者、65、70、75歳については、平成26年度から毎年度、広報紙でお知らせし、対象者には個人ごとの予診票を送付し、受診勧奨を実施してきました。今年度は経過措置の最終年度となるため、広報や防災無線等で周知を図るとともに、未接種者に対しては10月をめどに個人単位に勧奨はがきでお知らせすることとしております。

○2番（江口祥子君） 公開されている予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会、肺炎球菌ワクチンの作業チームによる報告書では、高齢者肺炎球菌ワクチンを毎年65歳の方全員に接種した場合に、1年当たり5,115億円の保険医療費が削減できると試算されています。国保の医療費の増加を抑えるためには、このワクチンの接種率を上げて、日本人の死因の第3位を占める肺炎に係る医療費を削減することは有用であると考えます。

そこで、5年間の未接種の高齢者への救済措置を設けないのか、本市の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員が先ほどからお述べになっておられますとおり、予防接種を受けることは、みずからの命を守る、快適な生活を過ごすという意味でとても大事だと思います。ただなかなか皆さんに周知が行き渡っていないような状況もありますが、今後、未接種者への救済措置といったまは、本市はこれまでも75歳以上の方々に対し、従前の接種から5年経過している場合には、市独自の施策として接種費用を助成を行うこととしていることから、これを継続し、国の制度に漏れた方を救済することとしております。

○2番（江口祥子君） 市長より前向きな答弁をいただきました。75歳以上の高齢者への救済措置は評価されるものと思います。75歳以上の方は全ての年齢の方が救済されるということです。

接種しようと思っていたが忘れてしまった、機会を逃したといった方を1人でも減らすことが市民サービスの観点からも重要であると考えます。

この市独自の救済措置制度の周知はどのようにされるのかお尋ねします。

○健康増進課長（若松友子君） 75歳以上の方に対する本市独自の接種助成制度の周知につきましては、高齢者などの出前講座を通じてお知らせするほか、広報紙や防災無線を通じて周知してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） いちき串木野市では、再度、接種できる救済措置に取り組まれることによって、医療費の削減はもちろん、肺炎にかからない、肺炎で死ぬようなことにならない予防医学が進みます。

私も今後いろいろな場所で市民に啓発してまいります。今後の市の取組を見守ってまいりますと申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（平石耕二君） 次に、東 育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

○10番（東 育代君） 皆様、こんにちは。通告に従い、2件10項目についての質問をし、市長の見解をお伺いしたいと思います。

7月の西日本豪雨では鹿児島県の2人を含む220名以上が犠牲になりました。岡山県真備町では堤防が決壊、浸水が広範囲に広がり、犠牲者は自力避難が困難な要支援者が多数を占めました。

本市で残されている記録によりますと、昭和26年10月、台風15号ルース台風が上陸とあります。また、昭和46年8月には台風19号による豪雨災害が発生をいたしました。台風通過後の5日夕刻からの集中豪雨は想像を絶し、1日の雨の量が537ミリ、時間最大雨量が108ミリに及び、五反田川全域にわたり、17の石橋と堤防が壊れ、下流の塩田地区から春日町、曙町、桜町、汐見町、北浜町一帯にわたり、河川は氾濫するし、折からの満潮で泥海と化し、約1,600戸が浸水し、死者8名、重軽症25名との事故を起こしたとあります。このときの被害は集中豪雨とたまたま満潮により、上と下からの泥海の中に閉ざされ、床上浸水の家屋が多く、屋根の上から救護を叫び、ロープと救命ボートの来援を必死に求める叫喚の声、地獄絵図さながらでしたとあります。また、西岳では避難先の西岳公民館が押し流され、一家8人中5人が死亡という惨事が起こりました。被害総額の30億円は当時市の予算14億円の約2倍に当たる額であったようでございます。

この昭和46年台風19号による豪雨災害については、当時の記憶が残っておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。郷土史の記録を見ますと、市婦人会は不眠不休で炊き出しを行い、朝、昼、夜とおにぎりが配られたようにあります。

また、当時の市の職員だった人にお話をお聞きし

ました。暑い中、毎日毎日被災された方への支援と被害のひどかった地域の復興支援作業で大変だったことを覚えていますとお話をなさいました。

私も当時、市の職員でしたので、職員や市民ボランティアが奮闘している姿、泥海と化した中での豪雨災害の怖さや被災者のつらい厳しい現実が他人事ではないように思えることです。

災害はいつどこで発生するかわかりません。日ごろの備えが求められるようです。

先日の8月6日のおしらせ版に18カ所の自主避難所の一覧がありました。そこで、防災対策について、自主避難所の整備についてお伺いします。

地域防災計画の中に避難所の整備が記してあります。指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとあります。指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設、設備の整備に努めるとあります。被災者による災害情報の入手に資するラジオ、テレビ等の機器の整備を図ることもあります。そこで、本市の自主避難所の整備について、現状をお聞きいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東 育代議員の御質問にお答えをいたします。

午前中の一般質問で中村議員、濱田議員のほうからもお述べになられました。近年、熊本の大地震、一昨日の21号台風、今朝はまた北海道の地震と、日本列島を容赦なく、ちょっと考えられない大災害が襲っております。どれもこれも災害は大変であるんですが、なかんずく例として述べられました7月の西日本集中豪雨による災害は224名もの方が犠牲になられました。

今や災害は日本中どこでも起こり得ることを改めて痛感し、市としての防災体制づくりや市民の皆様への防災意識の啓発など、あらゆる観点から十分に備えておくべきだと改めて感じたところでもあります。

さて、自主避難所の整備についてであります。

高齢者や障がい者への対応として、これまでトイレの洋式化や体育館で床に敷く避難所用マットの導入など、避難所での利便性の向上を図ったところがあります。また、今年度、野平地区第1避難所を串木野西中学校体育館から野平交流センターに、生福地区では生福小学校体育館から生福保育所へ変更をし、現在では18カ所の第1避難所において、全て施設内でトイレ等を利用できるよう改善を図っているところでもあります。

○10番（東 育代君） 今、トイレの洋式化等、利便性の向上に努めているという御答弁をいただきました。

最近の降水量は想定範囲を超えているといわれています。ゲリラ豪雨といわれるような状況はどの地域でも起きる可能性はあるようです。地球温暖化の影響でしょうか。海水温が2度上がると2倍の水蒸気が発生するといわれ、結果、大雨を伴う台風の発生も多くなってくるとお聞きしております。

第1次配備の避難所として、18カ所の自主避難所が指定されております。各避難所の収容人員も地域防災計画にはあります。昭和46年の台風19号で満潮と集中豪雨が重なって、1,600戸が浸水するような災害が発生をいたしました。西岳では避難先の西岳公民館が押し流され、一家8人中5人が亡くなるという惨事が起こりましたが、地域ごとに決められている避難所は体制整備等、大丈夫なのでしょうか。少し不安が残るように思います。

そこで、収容人員の受け入れ対応可能なのか、伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市地域防災計画において指定している避難所では、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに位置している施設は現在ございません。それとあわせまして、第1避難所18カ所におきます収容人員につきましては、約3,100人を収容することといたしております。

○10番（東 育代君） 今、御答弁いただきました。3,100人が収容可能ということでございます。8月6日のおしらせ版にもありましたが、避難所での

留意事項に「各自で1日分の食料、飲料水、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必需品を準備の上、避難所にお越しください」とあります。

自主避難所であっても災害情報の入手に資するラジオ、テレビ、通信機器等は整備すべきと思いますが、受け手であります市民にとって、自主避難所とはどのようなものと理解すればよいのでしょうか。御見解をお聞きます。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 市では災害のおそれがある場合に市民の生命を守ることを第一としております。そこで、できるだけ早目の避難を呼びかけることとしております。その際に開設するのが自主避難所としております。市民の皆さんにとって自主避難所とは、危険を感じた場合にすぐに避難できる施設であるべきものと考えております。

○10番（東 育代君） 自主避難所ということの位置づけを今、御答弁いただきました。また、トイレ等については整備を進めていらっしゃるということもお聞きしたんですが、やはりラジオとかテレビ、あるいは通信機器、この部分についても整備していくべきではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市の18カ所の避難所におきまして、15カ所でテレビ等整備させていただいております。しかし、避難所に配備する職員もですが、その避難所用品といたしまして、ラジオ等は全て持たすこととしております。

それとあわせて、担当職員、スマートフォン等を現在は持っておりまして、そのスマートフォンを活用した情報収集にも努めるように指導をさせていただいております。

そういった機材を使って情報提供に努めているところでございます。

○10番（東 育代君） できたら持ち運びできるテレビ等が準備できたらいいなという思いがして質問しておりますが、スマホとかそういうので情報の共有化はできるというお考えのようです。

また、地域防災計画の中には避難所の整備もあるわけなんです。先ほども述べましたが、地域防災計画にある指定避難所となり得る施設、指定避難所、

自主避難所、いろいろな言葉があるんですが、この防災計画にある指定避難所となり得る施設はどこなのか、また、この指定避難所の施設整備は十分なのか、指定避難所の収容人員はどうなのか、自主避難所との違いについてお聞きます。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 地域防災計画に掲載している第1避難所については、全て指定避難所となり得ると考えております。

これまでトイレの洋式化や体育館等で床に敷く避難所用マットの導入など整備に努めてきたところでございます。今後も簡易ベッド等、避難生活の環境を良好に保つための施設整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、第1避難所の収容人員につきましては、約3,100人を想定しているところでございます。それとあわせて、第1避難所につきましては、避難情報を発令する前から早目の避難を呼びかけまして、自主避難所として開設いたします。その後、避難情報等の発令後も引き続き、避難所として使用いたします。そういったようなことから、自主避難所と指定避難所の実質的な違いはないものと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 自主避難所と指定避難所とは実質的には違いはないということですが、言葉の使い方で、地域防災計画には指定避難所と書いてあって、今回、広報には自主避難所と書いてあるので、こちら辺のところは何だろうかなと、違うのかなと。行政の方はわかっていらっしゃるけれども、私たち市民は違うのかなという思いがしているところです。

また、この地域防災計画の中には、きちっと避難所の施設整備については、少しずつ簡易ベッドとかマットとかということも言われましたけれど、そのほかについても、先ほども言いましたが、救護施設とか貯水槽とか井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設、設備の整備に努めるとともに書いてありますので、順次整備を進めていただきたいなと思って、質問したところでございました。

地域防災計画には「避難所の開設及び収容は、災

害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は市長が実施する」とあります。「また、避難所を開設したときは、住民に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない」とあります。住民に対し、周知、徹底し、避難所へ収容すべき者を誘導し、保護しなければならない、この取組について、現状どうなのか。18カ所の避難所は現状で対応可能なのか、お聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市では避難所、これまでトイレの洋式化であったり、体育館の床に敷く避難所用のマットの導入など、避難所での利便性の向上を図ってきたところであり。現在、避難所生活も十分生活ができるよう整備を図っていると同時に、誘導等につきましても、出前講座等で避難所等の説明等もさせていただいております。今後もそういった活動も進めながら、避難所の場所、それから利用方法等もさまざまな機会に市民の方に広報に努めていきたいと考えております。

○10番（東 育代君） 今から取り組んでいくということなんです、施設整備についてですが、まだ今から整備しなければならない部分もたくさんあると思うんですが、今後のこの未整備の部分について、どのように考えているか、伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 施設の整備につきましては、トイレ等につきましては改修も行ってきております。それから、避難所用品につきましても、随時整備を進めているところでございます。

あと、先ほど情報収集の面でテレビ等の部分ございました。現在、市ではこのテレビ等のほかにもインターネット等の活用とかも考えられないかなといったような取組もしております。

いろいろな手段で情報を収集して、避難している方に発信をしたりと、そういったことにも取り組んでいこうと思っているところです。

○10番（東 育代君） いろんな取組をするということですが、避難所でインターネット等となったら、インターネットに接続するためのそういうことまでいかないといけなくなると思うんですよね。そこも

オーケーなんですか。例えば、学校とかいろんなところもありますし、また、公民館、交流センターもありますし。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、先ほどのインターネットですが、レンタルのWi-Fiという無線を使った情報収集という手段があるということで、それを今、研究をというか調査をしているところでございます。

○10番（東 育代君） 今から調査研究ということですので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思えます。

次のペット同伴避難の対応について伺います。

今回の西日本豪雨で被災した岡山県では、ペットと飼い主が屋内で一緒に生活できる避難所づくりが広がっているようです。家族同然のペット、犬ですが、離れたくないと避難所入りを拒み、車中泊を続ける被災者が多いためだとありました。

本市でも犬を飼っている世帯は多いと思いますが、本市の犬の登録数どのくらいか、まずお聞きします。

○生活環境課長（上原 昇君） 本市の平成30年7月末現在の登録頭数でありますけど、1,349頭であります。

○10番（東 育代君） 30年7月末1,349頭ということですね。登録してない方もいらっしゃると思うので、この倍はいるのかなというふうに思います。その数がいるということですか。

避難所ではペット同伴はできませんとあります。また、同伴と同行とは違うということもきちっと書いてあります。倉敷市では被災直後から各地に避難所を開設したが、ペットを理由に避難所に行かない住民、特に高齢者が予想以上に多かったと、ペット同伴避難所の必要性を感じ、開設したとありましたが、ペット同伴避難所について、市の見解を伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、避難所内のペットの同伴につきましては、原則、避難所の衛生面、アレルギー等を考慮しまして、御遠慮いただいているところでございます。しかしながら、長期的な避難が必要となる場合など、飼い主とペットの同行避難は被災者の心のケアの面から重要であ

るとも考えております。今後、国のマニュアル、それから他県の取組、対応状況等を研究してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 今後の課題だと思っております。また、動物アレルギーの方々もいらっしゃるということも承知しております。課題は多いと思いますが、同行となると避難所の近くの別な所に犬を置くとか、そういうことを同行というふうに理解するんですが、やはり同伴とは違うということですので、ペット同伴の避難所の要望は今後多く寄せられると思います。

次の福祉避難所についてお伺いします。

地域防災計画には「高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるように努める」とあります。市には10カ所の福祉避難所の指定がなされております。

この福祉避難所については、一般の避難所生活では支障を来す要配慮者については、福祉避難所での避難生活が必要であると市が判断した場合に開設するものとありますが、どの時点で判断されるのか。一般の避難所生活で支障を来す要配慮者は本市にどのくらいいるのか。要配慮者の要望もあると思うが、各福祉避難所の収容人員はどのくらいか、お聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 福祉避難所の開設の判断につきましては、災害の発生時または発生のおそれがある場合に、市が開設をする一般避難所に避難するか、避難をする前にまちづくり防災課まで連絡をいただき、災害時要援護者台帳を確認をした上、そして、避難者の身体状況や介護などの状況を考慮した上で開設の必要性を判断することとしております。

また、本年9月現在におきます本市の災害時要援護者の対象者は、現在のところ約700人と捉えております。

それと、福祉避難所の受け入れ人数についてであります。本市におけます福祉避難所は、協定を締結

している社会福祉施設の部屋または会議室等、施設の空きスペースを使用させていただきます。日常の入所者数により、受け入れ数の増減が予想されるところでございます。というようなことから一概に申し上げられないところではございますが、対象施設の合計で10施設で要配慮者の付添人、介添人と含めまして約100人の収容人員を見込んでいるところでございます。

○10番（東 育代君） 要配慮者が市内には700人、そして、受け入れが、これは介添人を含めて100人ということで理解すればいいですかね。ということは50人、これしか受け入れられないということで、あとの人は受け入れられないと理解してよろしいんでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市で協定を結ばさせていただいた施設、それと老人福祉センター、合わせて10の施設でこの人員ということで、今後、社会福祉協議会にも取組の依頼も進めていかなければならないと考えております。

○10番（東 育代君） この人数ではもし大規模災害の場合にはもうどうしようもないかなど。でも、災害が偏った地域とか、そういうことであれば受け入れは10施設に振り分けはできると思うんですが、やっぱりもう少し収容人員については考えていただきたいなど。これではちょっと安心はできないのかなという思いがいたします。

福祉避難所への要配慮者の移送は、当該要配慮者を介助する者が行うというふうにあるんですが、この移送が困難な場合はどうすればいいのか。どうお考えなのか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 福祉避難所への要配慮者の移送は、要配慮者を介助する方が行うことということで、現在、取組をさせていただいております。困難な場合、近所の皆さんの助け合いをいただく、またはタクシー等の公共交通機関の利用をお願いをしているところでございます。

○10番（東 育代君） 災害時は、タクシーとか公共交通と言われたんですけど、移送が困難な場合にはどうするかということもきちっと考えて、取組をしていかなければならないのかなという思いがして

おります。

また、避難の際には要配慮者を介助する者が同伴し、当該同伴する者が要配慮者の介助を行うとありますが、介助を行う者がいないときはどうするのか、こちら辺もちょっと考えていかなければならないのかなと思います、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） さきの台風19号が襲来した際に、御質問のように介助する方がいらっしゃらない要配慮者からの申し込みがございました。そのときの対応といたしましては、地域包括支援センターのほうに我々から連絡をとりまして、ショートステイ事業を活用して施設に入所できないかということで連携をとりまして、包括支援センターのほうで短期入所ということで、ショートステイが活用できるように連携を図って対応をしたところでございます。今後もこういったような連携をとろうということで包括支援センターとは協議をしているところです。

○10番（東 育代君） 包括のほうと連携をとっているということでした。こういう介助必要とする者、介助者がいないときということについて、とても在宅で、自宅で生活するのは厳しいという思いがいたしますので、そこら辺のこういう方法があるんだよというような情報の提供というのもきちっとしていただきたいなというふうに思っております。ショートステイの活用とかもありましたが。

また、年々、高齢化は進んでいきますが、市民が地域の中で安心して生活できるような実効性のある地域防災計画がやはり必要となってきます。要配慮者にとって、災害発生時に避難するところがあるのか、居場所があるのか、どのようにすればよいのか、事前に知識があれば慌てなくて済みます。

一般の避難所生活では支障を来す要配慮者への福祉避難所の情報の周知と受け入れ体制整備について、再度お聞きします。いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、串木野高齢者福祉センターを初め、7法人9施設と福祉避難所としての活用の協定を結ばさせていただいております。施設としまして10施設になります。

今後もその他の法人と協議を行わせていただきま

して、受け入れ人員の確保に向けて取り組んでまいりたい、そして、こういった施設があるということを広報紙等活用して、広報に努めてまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） やはり要配慮者ということになりますと、地域で安心して生活できるような、この福祉避難所があるんだよということだけで、それだけでもまた安心するわけですので、情報の提供ということに努めていただきたいと思いますところでございます。

次の災害弱者避難計画について御質問いたします。

地域防災計画の中には避難所の運営マニュアルがあって、災害時要援護者対策も示してあります。地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策で、避難所における当面の災害時要援護者支援対策では、課題と方針もきちっと示されております。「災害時要援護者は、日常的に介護、支援が必要であって、災害においても介護等が不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護支援ができるよう、きめ細かな配慮を行う」と示してあります。また、この災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器の設置では、車椅子、障がい者に利用しやすいトイレ、文字放送付きのテレビ、パソコン、見えるラジオ等の情報機器の支援が必要ということの内容も示されておりますし、また、災害時要援護者に配慮した対応についても、トイレに近い場所とか和室や採光等のよい場所、階段を使わなくても行動ができる場所がこのマニュアルには示してあります。

災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置や災害時要援護者に配慮した対応など、災害弱者の避難時の計画策定等はあるのか、伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 市ではエレベーターや障がい者用トイレ等整備されておりますことなどを考慮しまして、まず、串木野高齢者福祉センターを福祉避難所として指定をさせていただきました。さらに、民間の9施設においても、福祉避難所として使用できるように協定を結ぶなど、災害時要援護者の支援に努めているところでございます。

○10番（東 育代君） 今の御答弁は福祉避難所で

はこういう対応、設備ができているという御答弁です。地域防災計画にある災害時要援護者対策というのは福祉避難所を言ってるんですか。ではなくて、一般の地域で生活している人たちに対するこういう支援も必要であって、こういう課題があってということを示していると理解しているんですが、ちょっと違うのかな。福祉避難所であれば、きちっと設備などは整っておりますよね。それを示してあるんですか、この地域防災計画には。どう理解すればよろしいのでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 地域防災計画におきます要援護者の支援ということで、1次避難所もですけども、それに加えまして、福祉避難所等も整備をしていき、対応していくといったようなことも含めて、掲載しているところでございます。

○10番（東 育代君） 一次避難所、自主避難所も含めての対応というふうに、この地域防災計画を読んだときにそう理解したんですが、自主避難所であれば、例えば、中央公民館であれば、2階であつたりとかしますよね。そういう場合にはもう2階には行けないわけですよ。そういうことも含めて、やっぱり要援護者、災害時弱者に対するきめ細かな配慮というのが必要ではないかという思いがして、この地域防災計画にあることを含めた中での質問をしてるんですけど。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） ただいま一次避難所の話、中でも中央公民館の2階に避難所がある施設で、2階へ行かれるのは厳しい方もいらっしゃるといったようなことでの御質問とお受けしました。中央公民館は、避難者が一番多い施設でもございます。それで、今年度より改善ということで、1階の会議室も避難所として使えるように、指定管理者と協議をさせていただきました。そして、1階は床になりますので、その上にマット等を2枚、3枚敷かせていただいて御利用いただけるように、まずは避難生活、環境の整備の取組を進めているところでございます。その他の体育館等におきましては、やっぱり床です。その環境は整えるといったような取組を現在までも行っているところで、今後も進めていきたいと考えております。

○10番（東 育代君） やはり地域防災計画にいろんな設備整備というのが書いてあれば、それに近い形での取組に向かっていかなければいけないのかなという思いがあって、今、質問しております。

中央公民館、一番多いですよ。台風のと きなんか、図書館の前のフロアのあたりにマットを持って行って休んでいらっしゃったりとか、そういうのを見受けます。やっぱり2階に上がれないから。そこら辺はいいのかなという思いで見えておりましたので、全体的に見て、この災害時の要援護者に対する配慮というのは必要ではないかと思っております。

また、災害時の要援護者の避難支援ガイドラインというのがありますね。その中に避難支援プランの作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図るとして、災害時要援護者に関する情報を管理、共有する仕組みの構築、災害時要援護者の台帳は毎年整備されていると思っておりますが、支援する側が複数人を受け持つケースもあるようにお聞きしています。

現状はどうでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 災害時要援護者台帳の作成に当たりましては、まず、公民館長さん方に支援者の選定につきまして、できる限り、重複することのないように依頼しております。しかし、1人の要援護者に対しまして、お二人の支援者を設定をしていただきますので、地域によってはどうしても隣近所に支援をお願いする方がおられないといったような地域もございまして、地域によっては1人の支援者が複数の要援護者を受け持つケースもあるのが実情でございます。

○10番（東 育代君） 私もお聞きしております。やはり複数人を持つケースがあるというのは聞いております。その場合に、例えば、災害が発生したときにどっちをとればいいのかということにもなるんですよ。そこら辺もありますので、現実的に本当に複数人対応できるのかという思いがして質問しておりますので、ここら辺のところは、どのくらいの方が複数人持っているのか、その方がきちっと対応ができるのかということも調査をされて、できたら1人が1人を支援できるような体制に持ってい

っていただきたいなという思いがしているんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 適正な支援ができますように、今後、内容等調査をさせていただきますまして、確認をさせていただきますまして、改善に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

○10番（東 育代君） 各自治公民館単位で支え合いマップの作成がありました。当初は福祉課の事業でした。その後、社会福祉協議会に移行されたようです。地域での見守り体制の取組ではありましたが、このマップは災害時要援護者の地域内の見える化にもつながっていたのではないかと私は思っております。支え合いマップ作成について、現状はどうなっているのか、お聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、支え合いマップは、市社会福祉協議会に委託をして実施している介護保険制度内の生活支援体制整備事業において、地域包括ケアシステムの構築に必要なごみ出し援助等の生活支援の基盤整備等を促進するために、住民の困りごとやニーズを掘り起こし、地域や関係機関等を交えて、解決する方策等を検討するツールとして作成しておられます。現状におきましての作成状況ですが、37の公民館で作成が取り組まれているようです。

○10番（東 育代君） 37ということでは少しづつは進んでいるのかなと思っておりますが、このマップ、自治公民館単位で作成しているんですが、これは自治公民館にはないんですね。社協に全部やってるんですね、今の現状は。

ここら辺のところ、せっかく作成したのに地域の中でそれが活用できない状況になっているんですが、ここら辺のところについて、どのように認識をされておりますか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、社会福祉協議会のほうで取組が進められているということで、市の取組としましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、災害時要援護者台帳を整備をして、消防本部、警察署、民生委員、社会福祉協議会、そして、自治公民館等で情報を共有をさせていただきますまして、災害時の支援を行うこととして

いるところで、今後もこの台帳を活用させていただきますまして、災害弱者の避難支援に努めていきたいと考えているところです。

○10番（東 育代君） 支え合いマップについては少し視点が違うのでもうここでやめますけれど、やはりこれはすごく地域の見える化にはつながっていたという思いでいたんですけど、何せいろいろな事情があって、もう地域の中にそのマップ自体が置けないというようなことが生じてきているとお聞きしております。今後はそこら辺のところはどうなっているのか気になるころではありますが、今回はこの要援護者の台帳について、きちっと整備をさせていただきますというふうに思っております。

ハザードマップの周知について伺います。

市が各戸に配布したハザードマップは、台風や集中豪雨などによる水害、土砂災害や津波による浸水被害が発生した場合に、住民の皆さんの避難に役立つ情報を分かりやすく示したものです。いざというときに備えて、自宅周辺の危険箇所をこの地図で確認し、避難場所までの安全な経路や家族の連絡先などを書き込んでおきましょうとあります。また、マップの使い方も示してあります。災害の種類や避難情報、災害時の行動、日ごろの備え、避難場所の一覧も示してあります。

住民の皆さんの避難に役立つ情報をわかりやすく示してあります。この貴重なマップについて、どのくらいの市民が所持し、必要性を認識しているとお考えでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） ハザードマップについてであります。

市では平成25年の3月、防災ハザードマップと学習冊子を全戸に配布をさせていただきました。地震や津波等に対する意識啓発に努めるとともに、公民館等への出前講座においても危険箇所等の周知に努めてきております。

また、昨年度は県の土砂災害警戒区域の見直しに伴いまして、防災ハザードマップの見直しを行ったところがございます。現在のところ、新しい情報によりマップを交流センターに掲示をさせていただきます。あわせまして、市のホームページにも掲

載をいたしまして、パソコン等で市民が閲覧しやすい環境を整えるようにしております、そういった形で周知を図っているところでございます。

○10番（東 育代君） 周知を図るということで、先ほどの同僚議員、恵比須町では7割くらいの方が認知をしているということ、同僚議員の一般質問のやり取りをお聞きしてたんですが、市のほうとして、どのくらいの市民がこれを持っていて、必要性をどのくらい認識しているかということ調査されたことはないですね。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） ハザードマップにつきましては、平成25年の3月に全戸に配布をさせていただきました。その後、出前講座等の際にハザードマップ等も活用した防災研修と出前講座といったようなものも取組をさせていただいております。その地域に合った災害の状況といったような研修等もさせていただいているところであります。

○10番（東 育代君） 先ほどの答弁でも、18回の出前講座で2,063人ということで、これが多いか少ないかということがあったんですが、せっかく作って皆さんに配布したのであれば、その後、活用してもらおうようにしていかなければもったいないのかなという思いがしております。

土地の低い区域では浸水に気をつけましょうと書いてあります。土砂災害警戒区域は崖崩れや土石流、地滑り等が発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を示したものです。ただし、地図に示した浸水想定区域や警戒区域以外のところでも、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水や土砂災害が発生することがありますので、注意してください。一人一人がこのマップを使って確認しておくことが大切ですと書いてあります。

この昭和46年の台風19号のときの浸水地域、市が作成したハザードマップの大雨で浸水しやすい地区、標高4メートル以下の低い土地とほぼ合致しております。過去に被災地となった地区に、現在どのくらいの市民が生活しているとお考えでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、標高4メートル以下の低い土地の居住者は約3,000世帯の6,000人を見込んでいます。

○10番（東 育代君） 3,000世帯6,000人ということであれば、この3,000世帯に住む6,000人の方々は、このハザードマップで自分たちの地域がこんな特性のある場所ですよという認識を持って生活する必要があると思うんですが、この地域に生活している方々の地域の特性について、どのような認識をもっているとお考えでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市で取組を進めております出前講座等を活用いたしまして、この防災ハザードマップを使用しての地域の特性にあった防災講座であったり、それから自主防災組織の訓練であったり、そういった機会を活用いたしまして、特にこの4メートルの地区にある地域については、自主防災の組織率も高いので、その方々の訓練のときなどを活用させていただいて、ハザードマップの内容等も研修の中身に組み込んで、周知を図らせていただいているところです。

○10番（東 育代君） ぜひハザードマップ、せっかく作っていただいたハザードマップがありますので、その活用について周知を図っていただきたいと思います。

次の自主防災組織の取組についてお伺いいたします。

地域防災計画には、地域の自主防災組織の育成、強化があります。また、自主防災組織の育成、指導及び強化体制の確立の中に、基本方針や整備計画の作成が示してあります。災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要であるとあります。

市は自主防災組織の整備計画を定めて、消防本部と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成・強化に関して必要な助言を行うとありますが、自主防災組織の育成・強化への取組、本市の自主防災組織の組織率をお伺いいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、本市におきます自主防災組織は3地区24自治公民館1婦人防火クラブの現在28組織でございます。市としましては、自主防災組織の結成促進に向けて、出前講

座等も活用しながら、助言指導等を行い、組織の結成に向けて取組を進めているところでございます。

○10番（東 育代君） 御答弁いただきました。

28カ所というふうにお聞きしました。この地域防災計画の中には26カ所と書いてあるんですけど、28カ所ですね。いいです。

この既存の自主防災組織の活動状況についてお聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 本年度になりまして2組織が新たに組織を結成しまして、現在、28組織であります。

その28組織の現在の取組でございますが、風水害等を想定した避難訓練、要配慮者の担架搬送、そして、消火器やAEDの取り扱いの実践講習など実践能力の向上を図る研修であったり、ビデオを活用した意識啓発に関する研修などの取組が行われているところでございます。

市では地域主催の防災訓練にも参加をさせていただいております、その際、避難経路、避難所の確認などにあわせて、防災に関する出前講座等も当時に行わせていただいているところでございます。

○10番（東 育代君） それではもう少しお聞きしますが、この自主防災組織の組織化の促進の中に、自主防災組織の重点推進地区の取組が明記してあります。この災害発生の危険性の高い災害危険箇所といわれる地域での自主防災組織の組織率はいかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市では組織の設置目標といたしまして、危険性の高い災害危険箇所、標高4メートル以下の低い土地にある地区だけでなく、143の全ての自治公民館組織が単独ないし地区の一員として、組織への参加を目標としているところでございます。

今後もそういった観点で、広報紙であったり、出前講座の機会を捉えてまして、広く市内全域で組織の結成、充実に取り組んでいるところで、今後もそういった取組を進めていこうと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 市内全部の143カ所ですか、に進めていくということですが、やはり危険性の高

い災害危険箇所といわれる地域での自主防災組織といっているところは、そこから先に進めていくべきではないかと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。

次に、危険ブロック塀の調査結果について伺います。

大阪府北部地震で高槻市立の小学校ブロック塀が倒壊し、下敷きになった女児が亡くなるという悲しい事故がありました。高槻市では法定点検が始まった2007年以降に同小に対象となるブロック塀は存在しない、該当なしとされていたことがわかったと新聞記事にありました。

本市でも6月のブロック塀事故の後、点検をなさったと思いますが、今回、誰がどのような調査をなさったのか、また、調査結果はどうか伺います。

○教育長（有村 孝君） ブロック塀の調査結果についてでございますが、本市の公立の小中学校、幼稚園、保育園のブロック塀につきましては、小学校9校中4校、中学校5校中3校におきまして、高さあるいは控え壁の状態などで建築基準法施行令の基準に適合しない状態が確認され、県教育委員会等に報告いたしております。また、保育園1園につきましても、厚さが基準以下であるブロック塀がございました。幼稚園2園につきましては、特に問題はないと判断をしております。

今回、基準不適合と判断しましたブロック塀等については、今後検討してまいりたいと思っております。あるいは撤去するだけでよいのか、あるいは補強で大丈夫か、あるいはフェンスへ切りかえるかなど、それぞれの状態を勘案しながら具体的に検討してまいりたいと思っております。

調査の方法につきましては、課長のほうから答えたいと思っております。

○教委総務課長（木下琢治君） 今回のブロック塀の調査につきましては、職員、教育委員会総務課の技師のほうに各学校の現場を見て、目視という形で調査を行っているところでございます。

○10番（東 育代君） 御答弁をいただきました。

危険箇所もあるということです。市内にある公立小学校9校、中学校5校、それから保育園、幼稚園、

土川小学校跡まで含めて18の施設を友人と見て回りました。専門的なことはわかりませんが、ブロック塀に亀裂が入ったり、傾いたり、膨らんでいる箇所、気になるところが数カ所ありました。多分調査されて気がつかれたと思います。

今後の補修、整備計画があれば、お示してください。

○教育長（有村 孝君） 教育委員会といたしましたでは、先ほど来、東議員が申しておられます6月の大阪府の北部地震でブロック塀の倒壊により女兒が死亡したことを受けまして、すぐさま学校等のブロック塀の状況確認を行ったところでもあります。その中で、学校施設ではありませんけれども、教職員住宅のブロック塀で倒壊するおそれがあるブロック塀がありましたので、これは直ちに撤去したところでございます。

一方、今回の調査で報告いたしましたブロック塀につきましても、確かに建築基準法等を満たしていない状況にあることは認識しておりますけれども、撤去するだけでよいのか、先ほども申しましたフェンス等の整備が必要かなど、予算等を含めて具体的な対応について検討していくこととしております。

○10番（東 育代君） ブロック塀について、特に通学路に当たる部分については、児童生徒の安全確保を優先にさせていただきたいと、早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、公営住宅についてお聞きいたします。

「統計いちき串木野 平成30年度版」をいただいたんですが、住宅概要の中に公営公団公社の借家、串木野地区588世帯1,535人、市来地域240世帯616人とあります。828世帯が入居しておられるようにありますが、市営住宅の推移596戸、県営住宅319戸とあります。

市営住宅について、87戸の空き家が数字上ではありますが、市営住宅の入居状況、家賃の状況についてお伺いします。家賃の状況については、先ほど同僚議員が質問なさいましたので、市営住宅の入居状況について少しお聞きします。市営住宅が市内に何団地、何世帯分あるのか、市営住宅の入居状況はどうか、建設年度が古い住宅についての入居状況はどうか、空き家が多い住宅について対策をとられてい

るのかについてお聞きいたします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 市営住宅の数や入居状況についてであります。

市内には27団地526戸あり、入居率は7月末現在で政策空き家44戸を除き93.78%であります。

古い住宅を昭和時代で捉えさせていただきましたが、昭和時代に建設された古い住宅は、用途廃止の対象となっている住宅を除くと、7団地111戸あります。これらの住宅の空き家は13戸で、入居率は88.29%であります。

募集しても入居に至らない空き家が10戸ありますが、郊外地の古い住宅が主であります。空き家が多い原因としては、老朽化し、住戸が狭いことや買い物または病院への便が悪いなどが考えられます。

空き家対策として、入居者の利便性を考慮するとともに、入居を促進するため、平成26年、27年度に松下住宅と5団地73戸の水洗化改修を行ったところでもあります。

○10番（東 育代君） 今、御答弁をいただきました。老朽化している建物の今後の計画というのが次にありますので、そのところで少しお聞きしますが、とりあえず御答弁いただきました。

少し家賃の状況についてお聞きします。

家賃の未納、滞納については先ほど答弁いただきました。保証人の役割もお聞きしたところですが、なぜ未納、滞納になったのか、経緯や生活の実態調査をされていたら伺いたいと思います。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 家賃の件であります。滞納の原因としましては、低収入や借金等が主なものとなります。

実態調査につきましては、個別に状況を伺い、分納納入も行っているところでもあります。滞納者へは通知、電話、訪問等、早目の接触に努めておりますが、反応のない方や約束を守らない入居者は、保証人からの指導をお願いしているところでもあります。

○10番（東 育代君） 保証人からの指導とかいろいろお聞きしましたが、8月31日の新聞記事の中に、ある自治体で「滞納者に督促厳しく」とありました。職員による恫喝に近い督促の実態が浮かぶとありました。一方、正反対の対応政策を選んだ自治体もあ

って、「ようこそ滞納いただきました」と滋賀県野洲市の記事がありましたので、野洲市のホームページを見てみました。

「ようこそ滞納していただきました条例」、2016年より施行されているようです。この条例は市民の生活レベルの底上げをしたいという思いが込められているようです。滞納者の中には悪質な者もありますが、払いたくても払えない生活困窮者の方々も多く、みずから生活相談に来ることはない。なぜ滞納しているのか、まずは市民の生活実態を総合的に把握することが先を見据えた安定した税収確保につながるとして、市民に寄り添った行政運営をされているとありました。野洲市は滞納者に対して多面的な角度から市民生活を見ておられるように思いました。

本市における未納、滞納者に対する取組を再度お聞きします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 滞納者への取組についてであります。まずは滞納者を出さないために早目の対応ということで、2カ月、3カ月の時点で、督促状のほかに催告書というのを通知しております。反応がない方や連絡が取れない方については、先ほど申しましたとおり、連帯保証人へ通知しております。この連帯保証人に連絡すればかなり効果がありまして、納めてもらっているところでもあります。

先ほど個々に聞き取り調査をしているというふうな話をしましたが、中にはやっぱり厳しい状態もありまして、払う意思のある方に関しましては、滞納者であっても家賃の減免措置というのができるようになっておりまして、その減免措置を行いまして、滞納の解消に努めているところでもあります。

○10番（東 育代君） 減免措置ということもお聞きいたしました。

やはりなぜ滞納しているのか、まずは市民の生活実態を総合的に把握するというので、野洲市の取組を先ほど紹介いたしました。市民に寄り添った行政運営をされている自治体でございます。支払が滞るのは困窮しているサイン、ならば支援のきっかけにしたほうがいいと生活の立て直しを最優先との取組をなさっている例を紹介いたしました。

やはり市民がなぜ滞納をといるところに少し目を向けていただければいいかなと、ありがたいなという思いがして、質問をいたしました。

老朽化している建物の今後の計画についてお伺いします。

先ほども御答弁いただきましたが、市営住宅に關してですが、用途廃止されている住宅を説明いただきました。再度お聞きします。用途廃止されている住宅に、何カ所、何世帯、何人が入居されているのか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 老朽化している公営住宅についてであります。

老朽化した住宅で用途廃止の対象となる住宅は現在、8団地48戸あり、このうち27戸に35人が住んでおられます。

○10番（東 育代君） 35名の方が生活していらっしゃるということですが、退去されるのを待つのではなくて、地域にある空き家を市が買い上げて提供することはできないのか、お伺いいたします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） これらの用途廃止の住宅のほとんどの入居者が高齢で、家賃が2,000円から4,000円程度の安価な家賃で生活されており、他の住宅へ住みかえとなると家賃が上がり、引っ越し費用の負担もかかることから、移転等は非常に困難と思われま。また、この住宅は維持修繕を行いながら活用しており、退去がありましたら、政策空き家として入居させない施策をとっております。

地域の民間空き家の活用として、買い取りでは多額の費用がかかり、借りるとなると個人資産を扱うことで改修や維持管理が困難となるため、用途廃止対象住宅の代用として利用することは非常に難しいと思われま。

○10番（東 育代君） 経費のことを答弁いただきました。

やはり地域に空き家がどんどん増えておりますので、空き家の解消、また用途廃止の市営住宅、跡地の有効活用も考えられるのではないかなと思つての質問でございました。

次にいきます。

入居者の駐車場整備について、お伺いします。

車社会の中で1世帯での保有台数は増えております。団地によっては駐車場が不足しているやにお聞きしてしております。

そこで、ひばりが丘団地に特化してお聞きしますが、入居者から1世帯1台分の駐車場しかなく、周辺の駐車場を探すように言われるが、物理的にも駐車場の確保は困難という入居者の声をお聞きしております。

担当課のほうにも要望が届いているとは思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 市営住宅の駐車場整備についてであります。

ひばりが丘団地は平成元年から2年にかけて建設された低所得者向けの公営住宅であり、駐車場は1戸に1台で整備しております。公募時に駐車場が1台である旨を提示し、さらに入居時にもその旨を説明して入居していただいております。

駐車場が不足しているのは承知しておりますが、直接、要望としては伺っていないところであります。

○10番（東 育代君） 要望としては届いていないという答弁でありましたが、何回も言っているということをお聞きしております。また、車の保有台数、駐車場不足分について、調査されたことがあるのかを伺います。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 車の保有台数の調査は平成26年度に行っております。その当時、駐車場80台分に対し、94台の保有でありましたので、14台は民間駐車場等を活用されていたことになりました。

○10番（東 育代君） 1世帯1台分ということで、入居するときにそういう条件で入ったということは承知されているんですが、やはり民間の駐車場といっても、物理的にあそこの場合はなかなか近くに駐車スペースは少のうございます。植栽と緑地帯の整備で少しは解消できるのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 植栽帯を利用して駐車場整備ができないかということですが、2年前に植栽帯を利用し、お客様用として、2台分

の駐車場を追加整備しております。

また、国道3号と団地との間にある植栽帯と空き地は幅が平均3メートル程度と狭く、歩道との段差が1メートルから1メートル50センチほどある状況です。既存の駐車場と空き地を縦列駐車で検討しても、5メートルの長さが確保できず、歩道からの段差もあることから、機能性と安全性を考慮すると駐車場としての利用が難しいと考えております。

○10番（東 育代君） 駐車スペースの確保は難しいということですが、そうでしょうか。整理すればできると思うんですよね。何とか確保できると思うんですよね。もう少し調査していただきたいなと思っております。

市内にある民営の借家を含めて空き家が増えております。新しい住宅の申し込みは多いけれど、古くなってくると利用者が少なくなってきております。市営住宅に入居していただいている方のニーズ調査もしていただいて、時代に合った市営住宅のあり方も今後の検討課題ではないでしょうか。

最後に市長に答弁をいただいて、一般質問の全てを終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほど都市計画課長のほうから答弁がございましたとおり、平成26年度に行った調査では、駐車場80台に対して94台、14台は民間の方々に相談をしながらと。多分便利が悪いと思うんです。近くにはないんじゃないかなとは思いますが、そういった形で過ごしておられるようですが、そこで今、ひばりが丘に特化した例で話をされました。植栽帯とその空き地というのは幅が平均3メートルぐらいしかないこと、それと歩道との段差が1メートルないし1メートル50ほどあります。したがって、既存の駐車場と空き地を縦列駐車で検討しても、5メートルの長さが確保できません。歩道からの段差があることから、まずはまらないです。機能性、それから安全性を考慮すると、駐車場としての利用は、ひばりが丘のこの植栽帯についてはなかなか難しいんじゃないかなというふうに捉えております。

○10番（東 育代君） 市長にも答弁をいただきましたが、ぜひ1回見てください。多分何とかできる

感じだと思えます。全体的に見直していただければ、駐車場の確保は可能ではないかというふうに思いますので、ぜひ1回、市長も見に行っていていただき、また、住民のニーズにお答えいただきたいと思っております。

○議長（平石耕二君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は、午後3時10分とします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中里純人議員の発言を許します。

[9番中里純人君登壇]

○9番（中里純人君） 私は先に通告いたしました2件について質問いたします。

防災対策についてであります。

この項目につきましては、本日4人目です。先の質問と重複する部分があるかと思いますが、御理解を願います。

7月5日から7月8日まで広島、岡山、愛媛など西日本を中心とした記録的な豪雨により土石流や河川の決壊による死者225名、行方不明者11名、家屋の全半壊1万棟以上、床上、床下浸水3万3,000棟以上と、平成で最悪の豪雨災害が発生しました。いまだに3,500人余りの方が避難所での生活を余儀なくされております。豪雨の後の記録的な猛暑とたび重なる台風により、後片づけも進まず、被災者の皆様の御苦勞はいかばかりかと心が痛みます。

昨年の九州北部豪雨では、比較的狭い範囲に短時間に集中して猛烈な雨が降りましたが、今回は非常に発達した雨雲、線上降水帯が次々に発生し、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が広い範囲で長い間降り続いたというのが特徴です。

本県では25年前の平成5年の48人の犠牲者を出した8・6水害があったわけでございます。本市におきましては、昭和46年8月4日の台風による大雨と五反田川の満潮と2カ月前に完成した串木野ダムの放水が重なって、堤防が決壊し、春日町から北浜町

一帯が泥の海となりました。1日の雨量537ミリ、1時間当たり108ミリ、死者8名、家屋の全壊41戸、半壊43戸、床上浸水615戸という被害状況でございました。私も当時18歳でしたが、春日町の民家が床下近くまで浸水し、住宅街にボートが浮かんでいました。水が引いた後の悪臭が漂う中、後片づけをされる住民の方々の姿を思い出します。

今回の豪雨による倉敷市真備町の堤防決壊で4,000棟以上の浸水の模様が報道されてから、塩田や春日町の市民の皆様から、温暖化の影響からか、各地で何十年に一度という大雨特別警報がたびたび発令されるようになり、洪水が起きないか不安であるという声が聞かれます。今回の災害を検証し、本市の防災対策に反映させてはいかがかと思うのです。

今回の災害の特徴的なこととして、1、広島市や宇和島市での土石流による洪水氾濫、2、広島県坂町の砂防ダムの決壊に伴う洪水氾濫、3、福山市のため池の決壊、4、広島県府中町の橋の上の堆積物による水面上昇による洪水氾濫、5、愛媛県大洲市や西予市の治水ダムの放流による氾濫、6、倉敷市真備地区のバックウォーターによる氾濫、7、広島安佐北区の排水施設の能力不足による氾濫などが上げられております。

そこで、まず伺います。今回の豪雨災害について、どのように認識されているのか伺って、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

7月の異常気象による西日本豪雨は224名もの尊い命が犠牲になられるなど、甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害者の皆様方に謹んでお見舞いを申し上げる次第であります。

今回、広範囲にわたる豪雨災害が発生したことに、今や災害は日本中どこでも起こり得ることを改めて痛感いたしましたところであります。市民の皆様を守り、安全安心を確保するため、常に大災害が発生し得ることを想定して、市として防災体制づくりや市民の皆様への防災意識の啓発など、あらゆる観点

から十分に備えておくべきであると改めて感じたところでもあります。

○9番（中里純人君） それでは、具体的に伺ってまいります。

倉敷市真備町では亡くなった方の7割が60歳以上でした。住宅の1階や平屋などの屋内で見つかり、2階や屋上などに移動する、いわゆる垂直避難ができなかったそうです。防災無線が複数のスピーカーで流れ、音が重なって聞き取れなかった、強い雨音で防災無線が聞こえない、高齢者でスマホを持たず、通知を把握できなかったなどと情報の伝達が不十分でした。また、高台への避難指示が移動による危険度が増します深夜に出されました。川の北側では堤防決壊の4分前に避難指示が出されたようです。

兵庫県の宍粟市では深夜であることを考慮し、避難指示を出さずに2階への避難を呼びかけ、弾力的な対応をしました。

熊本県では九州北部豪雨を教訓に、夜に大雨などの警報が予想される際には、夕方までの自主避難を呼びかける予防的避難制度を導入しております。空振りでも早目の避難を呼びかけていくそうです。

今回の避難指示が出されました広島、岡山、愛媛3県の対象者のうち、避難所へ逃げたのは4.6%でした。本市におきまして、避難に結びつく情報提供の出し方はどのようにされているのか、伺います。

また、避難勧告と避難指示が紛らわしいので、わかりやすい言葉にできないかという声もあります。午前中の同僚議員の質問にもありましたが、市民の方々は自主避難とか避難勧告、避難指示など、避難情報の言葉の意味がわからないということです。どのような啓発をしていかなければならないのか、このことが今回の西日本豪雨の最大の教訓ではないかと思えます。市長の見解を伺います。

また、もう1点は、先ほど述べました倉敷市真備町の教訓としまして、豪雨の最中の防災無線は聞き取れないことなど、日ごろの避難訓練のあり方として、天気の良い日の訓練ではなくて、雨の日の訓練も必要ではないかということも指摘されていますが、本市におきましても、豪雨最中の防災無線での情報伝達のあり方とか避難訓練のあり方などを含めまし

て、西日本災害の西日本の豪雨災害の教訓を生かすために、抜本的な検討をすることが、市民の命と財産を守り、責任ある市長の責務ではないかと思えますが、見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 避難情報の伝達についてであります。

台風の接近や大雨の影響で土砂災害等の発生が懸念される場合、市では気象庁や県と連携を図り、情報収集に努めるとともに、早目の避難を促すため、自主避難所として18カ所の第1避難所を開設をし、できる限り夜間を避け、明るい時間帯で避難ができるよう努めております。

また、避難準備、避難勧告時における災害の状況並びに基準については、市ホームページに掲載しているほか、出前講座や自主防災訓練時において、避難のタイミングや方法、避難所の周知など、防災に対する意識の啓発に努めており、今後もさまざまな研修会等を通して、あるいはまた広報紙等を活用をして、防災意識の向上を図ってまいりたいと思えます。

防災行政無線につきましては、屋外スピーカーだけでなく、屋内の戸別受信器も全戸に整備し、明瞭に放送を聞くことができる環境を整えておりますが、今回の大きな事故でいろんな教訓が得られたと思えます。なかなか聞きづらい、雨と一緒に音が聞こえないとかですね。それから避難勧告の言葉がよくわからなかったとか、あるいは避難の通知が遅かったと、堤防決壊前40分前だったとかですね。それから、さっき午前中もお話ございましたけども、勧告とか避難準備とか、何か言葉がわかりにくいといったこと等もありますので、さらに工夫をしていきたいと思っております。

○9番（中里純人君） 広島県の坂町では、避難率が23.8%と高かったようです。町の要請を受けました自主防災組織の役員が1件ずつ戸別訪問をして、避難を呼びかけたそうです。

災害の発生初期の情報連絡とか避難誘導など地域住民による自主防災組織につきましては、地域防災計画の中で設置することとされておりますが、防災計画によりますと、26の団体が組織化されているよ

うでございます。それでもカバーできていない地域があるようですが、組織率はこれで十分なのかどうか。また、組織化はされているものの、地域の実情に応じた十分な活動がなされているのか。なされていないのであれば、今後どのような活動計画をお考えなのか、伺います。

あわせて、地域や自主防災組織内への防災リーダーの養成が急がれますが、どうか伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 自主防災組織についてでございます。

現在、本市における自主防災組織は3地区24公民館1婦人防火クラブ、本年度2組織が増えまして、現在28の組織となっております。

市としましては、143の全ての自治公民館で単独ないし地区の一員として組織へ参加していただくことを目標としております。今後も引き続き広報紙であったり、出前講座であったり、いろいろな機会を捉えまして、市内全域で組織の結成、充実に取組、組織率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災リーダーのことについてでございます。市では毎年、県が主催しております地域防災リーダー養成講座について、自治公民館長等に周知するとともに、市まちづくり連絡協議会の役員会等において、積極的に受講していただくよう要請するなど、自治公民館等での指導的な役割を果たしていただく防災リーダーの育成に努めております。今後も積極的に地域の防災に関する人材確保に取り組んでまいります。

○9番（中里純人君） 答弁がありました。

組織率の向上を図っていく、また、防災リーダーの育成に努めるということでございます。自主防災組織に若者とか高校生の参加がないと指摘されてるようですが、この点についてはどうですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 私どもも自主防災組織の訓練におきましては、積極的に参加をさせていただいております。その中におきまして、参加者には家族で参加をさせていただいているところがほとんどかと思っております。しかし、高校生等につきましては、若干出席率は低いのかなとは思っております。

今後、地域全員の参加ができれば、より防災意識の向上につながるのではなかろうかと考えます。参加していただけるように啓発に努めてまいりたいと思います。

○9番（中里純人君） 昨年の総務委員会で熊本地震の調査のために益城町と南阿蘇町を視察しました。地震直後の救出作業では、自衛隊の応援よりも地元消防団の活躍が目覚ましかったそうです。ほとんどの方が消防団に所属していて、住民の情報を把握していて、迅速な行動ができたようです。

今回の豪雨では民生委員が被災して、避難連絡できなかつた例もあるようです。個人情報保護という問題もありますが、避難行動要支援者名簿を自主防災組織と消防団との共有ができているのか、伺います。

また、災害時の不明者の捜索についてですが、氏名を公表することで作業の進展が図られるわけですが、判断に悩まれるようです。氏名の公表をどうするのか、市町村の情報として開示できるものか見解を伺います。

また、横浜市では地域防災計画に公表を定めているようです。平時にマニュアルに定めておく必要があるのではないかと思います。伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 要支援者情報についてであります。

市では現在、災害時要援護者台帳を整備をします。その台帳を消防本部、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自治公民館等で情報を共有いたしまして、災害時の支援等を行うこととしております。

また、本年度は新たにまちづくり協議会長にも台帳を配布をいたしまして、災害時の避難誘導や安否確認のほか、日常生活における声かけと地区内における住民間のさらなる連携を深める活動等にも活用いただけないか依頼したところでございます。

続きまして、氏名公表についてでございます。

災害時における行方不明者の氏名公表については、個人情報保護等の問題も十分考慮する必要があるものの、西日本豪雨において、岡山県で行方不明者の氏名公表をしたことが効率的な捜索活動の進展につながった、このようなことから、市では災害時にお

ける行方不明者の氏名公表につきまして、防災計画等で基準等を設けまして、対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 不明者につきましては、防災計画等に基準を設けるということでございます。要支援者の情報というのは、自主防災組織内では各公民館長が持っているということでございますが、先ほど少し民生委員の被災の例を上げましたが、公民館長がもし被災したらどうなるのかということも考えられますし、防災リーダーが育成できたら、各防災リーダーと公民館長とかでお互いに共有し合っ、その組織がフルに活用できるようにした方がいいんじゃないかと思っております。

次に、ハザードマップについてです。

倉敷市真備町のハザードマップでは予測と浸水地域がほぼ重なったそうです。これは先ほどの同僚議員の質問でもあったわけでございますが、今回、被災された方々へのアンケートでは、作成はしてある、見ているという方は3割だったということです。日ごろから、マップを使って、避難訓練とか説明会の開催で危機意識を高めておく必要があると思います。とりわけ、土砂災害警戒区域とか特別区域内に居住される方々、急傾斜地、崩壊危険地域などに居住されている方々に対しましては、日常的な防災意識の啓発が重要と考えておりますが、いかがですか。

また、パソコンでは既にできておりますが、スマホでもいつでも閲覧できるようにすることも考えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） ハザードマップについてであります。

市では平成25年3月に防災ハザードマップと学習冊子を配布させていただきました。地震や津波等に対する意識啓発に努めるとともに、公民館等への出前講座におきまして、危険箇所等の周知に努めてきているところです。

また、昨年度、県の土砂災害警戒区域の見直しに伴いまして、ハザードマップの見直しも行いました。見直したハザードマップにつきましては、現在、交流センターにも掲示をするとともに、ホームページ等で閲覧できる環境も整備をしたところでございま

す。

今後ともこういったハザードマップ等を活用いたしまして、出前講座やさまざまな研修会で土砂災害の危険区域など、その地域の特性にあった防災講座等も行いながら、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

市のホームページの情報がスマートフォンでも閲覧することができますのでハザードマップの閲覧も現在、可能となっております。

○9番（中里純人君） 1976年からの10年間と直近の10年間を比較しました結果、ゲリラ豪雨の発生数が全国平均で約34%増えていることが判明しております。今回の西日本豪雨では、11日間に降った雨の合計量が高知県などで1,000ミリを超えたということでございます。愛媛県の肱川ではダムで5名の方が亡くなっておりまして、本市にあるダムの放流に至るプロセスというのはどうなってるのか、伺います。

○農政課長（富永孝志君） ダムの放流についてでございます。

串木野ダムと市来ダムは防災ダムでありまして、上流から流入してくる雨水を貯水しながら下流への放水量を自然調整する構造となっております。また、本市の防災ダムはかんがい排水や発電を行うための多目的ダムとは違いまして、基本的にゲートは常時、全開状態となっており、通常貯水量は少ない状態となっております。

ダムの放水までのプロセスでございますが、串木野ダムの操作規定では下流の下名水位局、ここにおきまして、豪雨により河川水位が上昇し、水面標高が3メートルを超えた場合は、放水ゲートを閉めて放水量の調整を行うこととなっており、その後、河川水量を監視しながら、3メートル以下になった場合はゲートを開けて、放水する仕組みとなっております。昭和46年の水害以降、五反田川の下流部の河川改修が進み、ゲートを閉めてから緊急放水するなどの操作は行っておりません。

○9番（中里純人君） 46年の水害以降、緊急放水はないという答弁ですが、今日、記録的な豪雨が頻繁に起きております。今後もないという保証はあり

ません。

先ほど檀上で昭和46年8月の水害について述べましたが、このときは2カ月前の6月に完成したダムが放流して問題になったようです。緊急放水に至った経緯について調べてみましたが、記録が見つかりませんでした。このことは検証しておく必要があると思いますので、おわかりでしたら答弁願います。

また、市民の皆様はダムや河川の状況は十分承知していないことから、安心していただけるように、情報提供していただきたい。

以上、2点について伺います。

○農政課長（富永孝志君） ダムの記録の件でございますが、防災計画の過去の主な災害記録とか串木野の郷土史等を調べてみましたが、ダム放流についての記録につきましては見つけることができませんでした。

それと、ダムの情報に関する住民への提供ということでございますが、災害等に関する住民への情報提供というのは重要なことだと考えておりますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 今回、福山市でため池の決壊がありました。本市におきましてはそのような心配はないのか、伺います。

○農政課長（富永孝志君） ため池の管理についてでございます。

本市には農業用ため池として、貯水量の違いはございますが、22カ所のため池があります。管理につきましては、日常点検はため池を直接利用している農家の方々がっており、梅雨前に鹿児島県と市と合同で全てのため池を点検しております。

さらに、今回の西日本豪雨を受けまして、全国ため池一斉点検を県と市と合同で、人家や公共施設に影響がありそうな11カ所のため池を8月に行ったところでございます。点検の結果、緊急に補修等が必要なため池はございませんでした。

○9番（中里純人君） 点検をされ、異常はなかったとのことです。

次に、五反田川の寄州につきましては、以前より指摘されていますが、少しの雨で水位が上がるようでございます。現状どう認識されているのか、伺い

ます。

○土木課長（内田修一君） 寄州の関係ですけれども、2級河川の五反田川の管理者である鹿児島県に問い合わせをしたところ、五反田川の寄州除去については、平成28年度に国道3号五反田橋付近を約1,600m³、平成29年度と平成30年度は麓大橋の上下流を合わせて約3,500m³を掘削しているところであり、今後とも寄州の堆積状況を確認し、治水上、危険性が高い箇所から、できる限りの対応をしてまいりたいとのことであります。

市といたしましても、河川の状況を注視し、河川の流れを阻害しているおそがある箇所等につきましては、県に対しまして、寄州除去や伐採の要望をしてまいります。

○9番（中里純人君） 私が特に目につくのがJRの鉄橋の下とか、ニシムタの前あたりが気になるところでございますが、除去しても除去しても、また堆積するわけでございます。市におかれましても、繰り返し繰り返し、県へ強く要望されますよう願います。

次の質問に移ります。

保育事業についてでございます。

2015年から待機児童対策として、子ども・子育て支援新制度で、保育施設の形態が、特定保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定保育園と変わりました。本市でも2カ所の認定こども園が設置されまして、本年度から5名定員の保育所新設があります。待機児童もないとお聞きしております。

少子化で入園者が減少すると予想されますが、新制度移行による現状と今後の見込み、また、保護者からの評価、どのような課題があるのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 保育事業についてであります。

まず、子ども・子育て支援新制度後の現状と課題についてであります。子ども・子育て支援新制度がスタートし、本市でも質の高い幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を図るため、「いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。この計画では、「子育てをみんなを支えるまちづくり」を基本理念に事業を実施する

こととし、幼児期の学校教育、保育の今後の見込みも立てております。

過去の実績等につきましては、担当課長のほうに答弁をいたさせます。

○福祉課長（立野美恵子君） 本市の幼児期の学校教育、保育、いわゆる就学前児童の保育施設等の利用の状況は、4月1日現在で平成28年度923人、平成29年度909人、平成30年度871人になっております。

今後の利用見込みについては、平成31年度以降に国が実施予定の保育料無償化の影響で多少増加することが想定されますが、出生数が減少しておりますので、総体ではやや減少すると想定しております。

次に、新たにできた認定こども園や特定地域型保育事業の評価と課題についてであります。

幼稚園、保育所から1園ずつ移行した認定こども園では、3歳以上の場合、保護者の就業状況に関係なく、受け入れられます。特定地域型保育事業である家庭的保育施設では乳幼児一人一人に目が行き届き、きめ細やかな保育ができます。認定こども園や家庭的保育施設ができたことにより、許容人数が増えている状況でもあります。

○9番（中里純人君） 私もゼロ歳から5歳までの人口推移を調べてみましたが、平成27年から今年までの3年間で182人減少しております。平均しますと、1年に60人少なくなっておるようです。

次に、保育士の配置基準についてですが、保育士の配置基準は乳児3人に保育士1人、1～2歳児6人に1人、3歳児15人に1人、4～5歳児30人に1人となっております。

また、保育単価は、乳児から4歳以上までが4段階に分かれていて、それぞれ単価は違いますが、乳児を例にとりますと、定員20人の園で乳児1人20万8,630円、定員50人の園で乳児1人17万3,710円、定員100人の園で乳児1人15万4,280円と、定員が多くなるほど単価が低くなっております。

同じサービスを受ける子どもたちの年齢によって単価が違うのはなぜなのか、配置基準と保育単価の根拠はどうか、伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 今、御質問の保育士の配置基準は、鹿児島県が国に準じて、保育に必要な

な最低基準で定めております。保育所保育は国の定めた指針に基づき実施されます。その指針の中で乳児から2歳児までは心身の発達の基盤が形成される上で重要な時期とされ、特に乳児は1対1の対応が多く求められております。保育士の配置基準は、保育所保育指針に沿うように決められております。

また、保育単価、公定価格の基本分保育単価は経営実態調査等に基づいて、国により、人件費のほか、1施設当たりの管理費で積算されているため、定員が増えると基本分保育単価は減るように設定されております。

○9番（中里純人君） 先日、広報紙に生福保育所の募集がありました。どこの園でも職安に募集をかけてもなかなか応募がないとお聞きしております。配置基準に達しないと定数も確保できません。例えば、乳児3人に保育士は1人ですが、乳児4人のとき、保育士は2人必要です。保育士が1人しかいないとなると、乳児は3人しか預かれないということになります。保育士の不足により乳児の保育に影響が出てくるのではないかと心配しておりますが、都市部においては深刻な人手不足によりまして、施設の閉鎖ということもあるようです。

保育士不足への対策はどうか、伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 保育士不足の対策につきましては、国の制度で処遇改善等加算が実施されております。具体的には保育士等の平均勤務年数、経験年数や賃金改善、キャリアアップの取組に応じて、人件費の加算が行われております。

○9番（中里純人君） 保育士の養成施設を卒業しても、約半数は保育所に就職していないというデータもあります。賃金と待遇が合わないというのが保育士を希望しない原因といわれている中で、先ほど言われました保育士への処遇改善加算金が園より支払っているとは思いますが、効果のほどはいかばかりかと思われま。

次に、園児の振り分けについてですが、園児の振り分けは市で行うわけですが、振り分けで定員不足になった場合に、先ほどありました保育の給付金が減少し、園の経営に影響があります。保育士への待遇にも支障が出てくるわけですが、保護者

の希望をどのように振り分けているのか、伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 本市における園児振り分けの調整に当たりましては、保護者の第一希望を優先し、保育の必要性や前年度からの在園児、在園児の兄弟を考慮するなどの対応を行っております。

平成30年度は全ての保護者が第1希望の保育所等に入所できるよう調整いたしました。

○9番（中里純人君） 保護者の希望と均等な園児の振り分けというのは難しい面もあります。定員不足というのは本市の保育園の定数の問題も起因しているとも考えますが、見解を伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 議員仰せのとおり、待機児童もなく、少子化の影響のため、定員に達しない園がこれからも発生すると考えております。

○9番（中里純人君） 私も定員について調べてみましたが、認定こども園は昨年度83.08%で、本年度は97.5%と14%ほど増加しているのに対しまして、市立の保育所は112.79%から107.13%と5.6%減少しております。待機児童との兼ね合いもありましょいうが、定員の見直しとかも図って、経営の安定化というの図らなくてはならないかとも思っております。

次に、保育料の徴収状況はどうか伺います。

また、本年度から子育て支援事業で、第2子以降の3、4、5歳児の無料化が始まりました。国も来年の10月から段階的に保育料の無料化を実施するようですが、内容的にはどのようなものなのか、本市の制度との整合性はとれるのか。国による無償化というのは消費税の値上げを財源としておりますので、子育て世代の負担も当然増えてくるわけです。市としましても、いち早く子育て支援として無料化に取り組まれたわけですので、引き続き、子育て支援を充実させるお考えはないのか、伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 国の保育料無償化の内容ではありますが、具体的には決まっておりませんが、3歳から5歳までの全ての子ども達の保育所等の費用を無償化し、保育所等以外での保育の必要があると認定された子どもを対象に無償化する予定であります。また、ゼロ歳から2歳児については、住民税非課税世帯を対象として無償化し、子育て世帯

の負担軽減策を進めるものであります。

また、本市の子育て支援の充実は考えていないかという御質問ですが、子育て支援は重要な施策と考えておりますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

本市の保育料の徴収率であります、平成29年度の現年度分で99.99%の徴収率でありました。

○9番（中里純人君） 次に、2006年の12月に国連の総会で障がい者の権利に関する条約の採択を受けまして、2014年の1月に日本はこの条約を批准しました。最近、話題となっております障がい者雇用の水増しというの、法整備の一環として雇用法ができたことによるわけです。

文科省では批准の10年後を目途にインクルーシブ教育の推進に努めるようです。障がいのあるなしにかかわらず、同じように教育を受けることで、相手を思いやることや相手の考え方を尊重する教育を実現するようですが、本市での取組状況はどうか、また、どのような課題があるのか、明らかにされたいのであります。

○教育長（有村 孝君） インクルーシブ教育についてでございます。

特別支援教育におきまして、障がいのある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場所でともに学ぶことを目指した教育をインクルーシブ教育、あるいはインクルーシブ教育システムとっております。インクルーシブ教育の実現のためには必要な合理的配慮が提供され、子どもたち個々の教育的ニーズ、あるいは本人が困っていることに的確に応える指導、支援を提供できる、多様で柔軟な教育的環境の整備が求められているわけです。

本市におきましても、串木野養護学校在籍の児童生徒が市内の小中学校を訪問しまして一緒に過ごしたり、また、各小中学校では特別支援学級に在籍している児童生徒が、教科等によっては、交流学級、親学級です、交流学級の児童生徒と一緒に学んだりしております。

一方では、インクルーシブ教育や特別支援教育を推進する専門性を持った人材が不足していることや交流を行う学校や学級との日程調整が難しい、また、

障がいのある子どもも交流しますので、学校の教育環境、施設設備等の課題もございます。

今度、国や県の動向を注視しながら、障がい等の有無にかかわらず、どんな子どもでも一緒に学べるようなインクルーシブ教育システムの構築に向けまして、学校とも連携協力をしながら、研究してまいりたいと思っております。

○9番（中里純人君） 特別支援教育を充実させるために教職員の専門性の向上とか、学校間の連携、交流学习の推進など課題も多いようでございます。文科省のインクルーシブ教育システム構築の報告書によりますと、乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談、支援を受けられる体制を確立することにより、高い教育効果が期待できるとうたっております。

早期から取組が重要でございます。NHKの番組で障がいのある子どももそうでない子どもと一緒に保育するインクルーシブ保育が紹介されておりました。健常児の保育の場に障がい児を統合するという従来の保育から、新たな保育のあり方として注目されております。

市内で唯一の公立保育園、生育保育所は療育園を併設してきた経緯もありまして、今後の新しい取組となるこのシステムを導入するうってつけの施設と考えることから、今後民営化せずに、インクルーシブ保育を推進する施設として活用してはどうかと考えますが、見解を伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 生育保育園でのインクルーシブの推進についてであります。

本市の保育所等での障がい児保育については、保育所5カ所、認定こども園2カ所で障がい児の受け入れを実施しており、現在9名の園児が利用しております。また、療育支援が必要な園児においては、児童発達支援施設への並行通園が行われており、現在63名の園児が児童発達支援施設に並行通園し、インクルーシブ保育の一部実践が進められているところであります。

なお、先進的なインクルーシブ保育を実施するには、医療的ケアを必要とする障がい児など分け隔てのない多様で柔軟な預りへの対処が必要になること

から、生育保育園での取組については、今後研究してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 一部実践が行われているという答弁でございますが、このことは保護者の理解とか保育士の幅広い知識、専門性、そしてまた、作業療法士とか理学療法士などの専門家の活用など人員の体制など課題が多いようでございます。今後、前向きに検討していかれたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（平石耕二君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（平石耕二君） 本日はこれで散会します。
散会 午後3時56分